

答申第40号
平成19年3月14日

大阪府知事
太田房江様

大阪府環境審議
会長 南



化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画
及び総量規制基準について（答申）

平成17年11月28日付け環保第2187号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画
及び総量規制基準について

(答 申)

平成19年3月

大阪府環境審議会

目 次

はじめに	・ ・	1
1 検討の背景	・ ・	2
1-1 総量規制制度の概要と経過	・ ・	2
1-2 第6次水質総量規制の必要性	・ ・	2
2 大阪湾における水質の現状と課題	・ ・	5
2-1 大阪湾における水質の状況	・ ・	5
(1) 環境基準の当てはめ状況	・ ・	5
(2) 水質濃度の現状と変遷	・ ・	6
(3) 環境基準の達成状況	・ ・	8
(4) 赤潮、貧酸素水塊	・ ・	9
2-2 第5次総量削減計画の実施状況	・ ・	10
(1) 汚濁負荷量の状況	・ ・	10
(2) 汚濁負荷削減対策の実施状況	・ ・	12
2-3 大阪湾再生の取組み	・ ・	14
2-4 大阪湾における水質の課題	・ ・	15
3 大阪府における第6次水質総量規制の考え方について	・ ・	16
4 第6次総量削減計画について	・ ・	17
4-1 削減目標量の設定	・ ・	17
4-2 削減目標量達成のための施策	・ ・	18
4-3 総量削減計画(案)	・ ・	19
5 総量規制基準について	・ ・	26
5-1 総量規制基準の設定の概要	・ ・	26
5-2 総量規制基準の検討	・ ・	26
5-3 総量規制基準(案)	・ ・	28
おわりに	・ ・	30
< 参考 >		
1 審議経過	・ ・	33
2 大阪府環境審議会委員・臨時委員	・ ・	34
3 水質規制部会委員	・ ・	36
4 化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画 及び総量規制基準について(諮問)(写)	・ ・	37
別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)	・ ・	別表1-1
別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)	・ ・	別表2-1
別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)	・ ・	別表3-1

はじめに

大阪府においては、大阪湾の水質保全を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、総量削減計画を策定し、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減に努めてきた結果、大阪湾の窒素濃度及びりん濃度については、概ね水質環境基準レベルにまで水質が改善してきたが、CODについての水質環境基準の達成状況はなお十分とはいえない状況にある。

国においては、水質総量規制制度が適用される東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるCOD、窒素含有量、りん含有量の水質改善対策を一層推進するため、第6次水質総量規制のあり方を中央環境審議会に諮問し、平成17年5月の答申では、瀬戸内海について、大阪湾と大阪湾を除く瀬戸内海に分け、大阪湾を除く瀬戸内海については、現状の水質を維持し悪化させないとする一方、大阪湾については、東京湾や伊勢湾と同様、引き続き汚濁負荷量の削減を図り、さらなる水環境改善を進める必要があるとの考え方が示されたところである。

こうした動きを受け、第6次水質総量規制に対応する新たな総量削減計画の策定やCOD、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定が必要となったことから、大阪府知事は、平成17年11月28日付けで、「化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準」について本審議会に対し諮問を行った。

本審議会では、「水質規制部会」を設置し、本件の調査検討を進めることとしたが、同部会において、計4回の部会を開催するとともに、パブリックコメント手続きを行い、このたび部会報告がとりまとめられた。本審議会において、部会報告について審議したところ、報告のとおりとすることが適当との結論を得たので、ここに答申するものである。

1 検討の背景

1-1 総量規制制度の概要と経過

水質総量規制制度は、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質保全を目的として、排水基準（濃度規制）のみによっては水質環境基準の確保が困難である場合、当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減しようとする制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という）及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という）の改正により導入された。

水質総量規制制度では、図1に示すように、瀬戸内海、東京湾及び伊勢湾を対象海域とし、COD、窒素含有量（以下「窒素」という）及びりん含有量（以下「りん」という）の3項目を削減の対象としている。その削減目標量及び削減の方途について、関係都府県（大阪府を含む20都府県）の知事が、環境大臣が示す総量削減基本方針に基づき、総量削減計画として定めることとされている。

CODについては、第1次から第5次までの水質総量規制が、それぞれ、昭和59年度、平成元年度、平成6年度、平成11年度、平成16年度を目標年度として実施されてきた。

一方、窒素及びりんについては、瀬戸内海においては、瀬戸内海法に基づき関係府県が定める指定物質削減指導方針により、りんについては昭和55年度から、窒素については平成8年度から、それぞれ削減指導が行われてきたところであるが、海域のCODの一層の改善と富栄養化の防止を図るため、第5次水質総量規制から、総量削減の対象として、新たに加えられたところである。

1-2 第6次水質総量規制の必要性

第5次までの水質総量規制等に基づく対策が講じられた結果、大阪湾を除く瀬戸内海については、窒素及びりんの環境基準がほぼ達成されるに至り、CODレベルも他の指定水域と比較して低い状態となった。一方で、大阪湾、東京湾、伊勢湾については、環境基準達成率が低く、しかも大規模な貧酸素水塊が依然として発生している状況である。

こうした状況のなかで、国は第6次水質総量規制のあり方を中央環境審議会に諮問し、平成17年5月、中央環境審議会は、大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質を維持あるいは悪化しないという観点から必要な対策を講じるとする一方で、大阪湾、東京湾、伊勢湾については、さらに水環境改善を進める必要があるとの答申を行った。

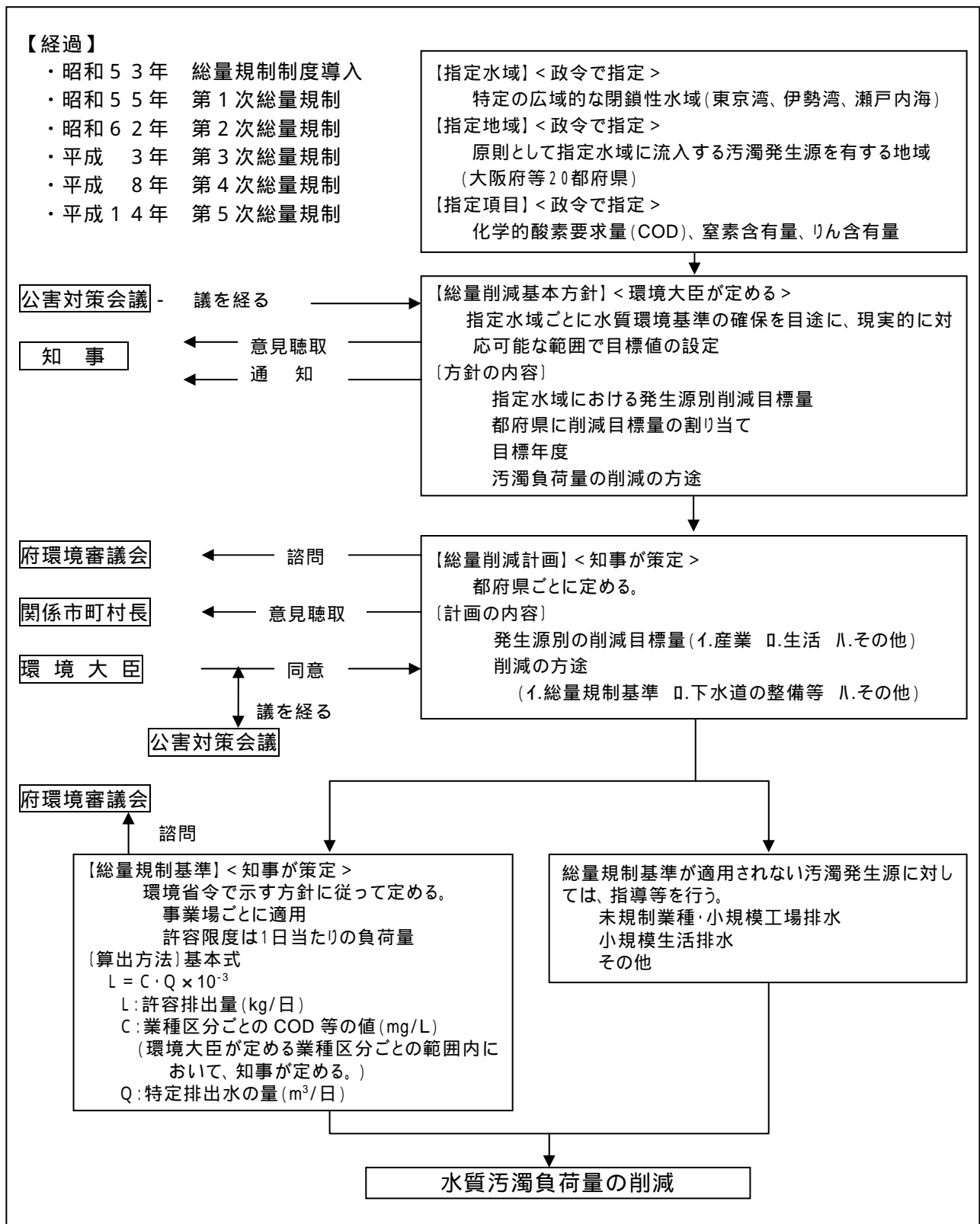


図1 水質総量規制制度の概要

こうした中央環境審議会の答申を踏まえ、環境大臣は、平成18年11月21日、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」(以下「総量削減基本方針」という)を定め、関係都府県に通知した。

その内容は、次のとおりである。

瀬戸内海のうち、大阪湾におけるCOD、窒素及びりんに係る削減目標量を、それぞれ133t/日、116t/日、7.5t/日とする。

大阪府におけるCOD、窒素及びりんに係る削減目標量を、それぞれ76t/日、67t/日、4.3t/日とする。

削減の目標年度を平成21年度とする。

汚濁負荷量の削減の方途等として、生活排水対策や総量規制基準の改定などの汚濁負荷削減対策に加え、干潟の保全・再生や底質環境の改善等の諸施策が示された。

本審議会では、この総量削減基本方針を受け、また、第5次水質総量規制までの取組みや大阪湾の水質の状況を踏まえ、大阪府における第6次総量削減計画及び総量規制基準について検討を行った。

2 大阪湾における水質の現状と課題

2-1 大阪湾における水質の状況

(1) 環境基準の当てはめ状況

大阪湾では、CODについては、図2に示すとおり、湾奥部から湾口部にかけて5つの水域に区分されており、C類型～A類型が当てはめられている（その他、尾崎港域などについては個別に類型が当てはめられている）。また、全窒素及び全りんについては、図3に示すとおり、湾奥部から湾口部にかけて3つの水域に区分されており、順に 類型、 類型、 類型が当てはめられている。それぞれに適用される環境基準は表1及び表2のとおりである。

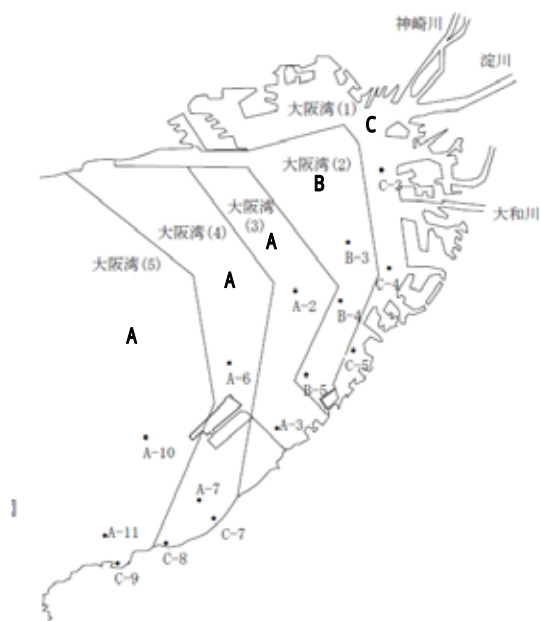


図2 CODに係る水域と類型



図3 全窒素及び全りんに係る水域と類型

表1 海域に適用される環境基準（A～C類型）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考 1 基準値は日間平均値とする。

2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ポラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を感じない程度

表2 海域に適用される環境基準（～ 類型）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及びの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(2) 水質濃度の現状と変遷

COD

平成17年度の大阪湾におけるCOD濃度は、兵庫県による測定地点も含めた環境基準点（港湾域を除く）の全層年平均値で見ると、湾口部から湾奥部にかけて、A海域で2.5mg/L、B海域で3.3mg/L、C海域で3.6mg/Lとなっている。

また、大阪湾における昭和54年度から平成17年度までのCODの推移をみると、A海域、B海域、C海域ともに、緩やかではあるが低下傾向がみられるが、ここ数年は横ばいの状況となっている（図4）。

全窒素

平成17年度の大阪湾における全窒素濃度は、兵庫県による測定地点も含めた環境基準点（港湾域を除く）の表層年平均値で見ると、湾口部から湾奥部にかけて、海域で0.29mg/L、海域で0.44mg/L、海域で0.62mg/Lとなっている。

また、大阪湾における昭和54年度から平成17年度までの全窒素の推移をみると、海域、海域、海域ともに低下傾向がみられ、この傾向は湾奥部に近づくほど顕著となっている（図5）。

全りん

平成17年度の大阪湾における全りん濃度は、兵庫県による測定地点も含めた環境基準点（港湾域を除く）の表層年平均値で見ると、湾口部から湾奥部にかけて、海域で0.033mg/L、海域で0.049mg/L、海域で0.069mg/Lとなっている。

また、大阪湾における昭和54年度から平成17年度までの全りんの推移をみると、海域、海域、海域ともに低下傾向がみられ、この傾向は湾奥部に近づくほど顕著となっている（図6）。

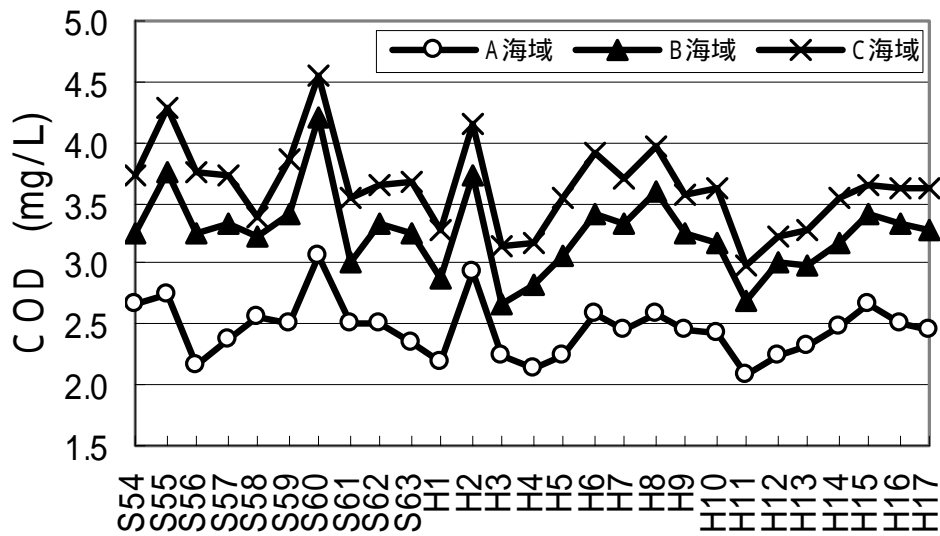


図4 COD (全層 年平均値) の経年変化
全層：表層と底層の測定値の平均値

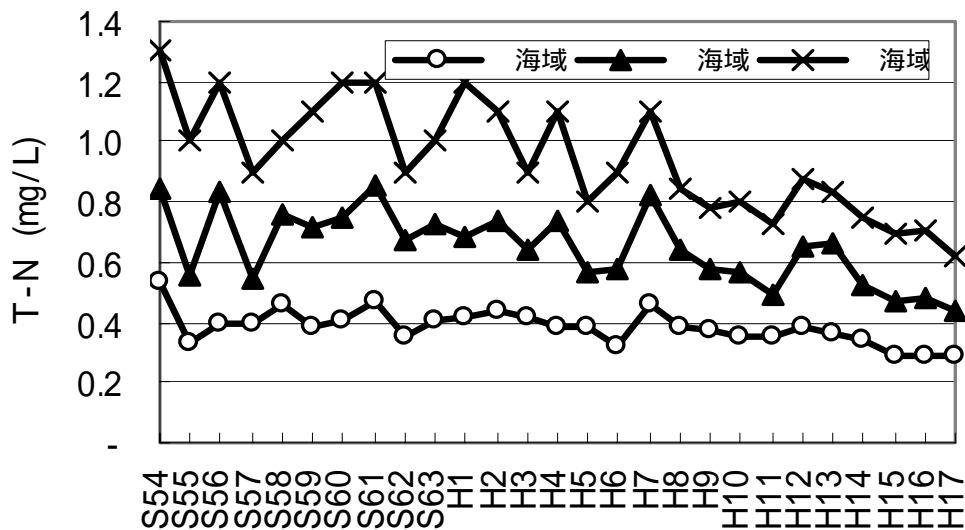


図5 全窒素 (表層年平均値) の経年変化

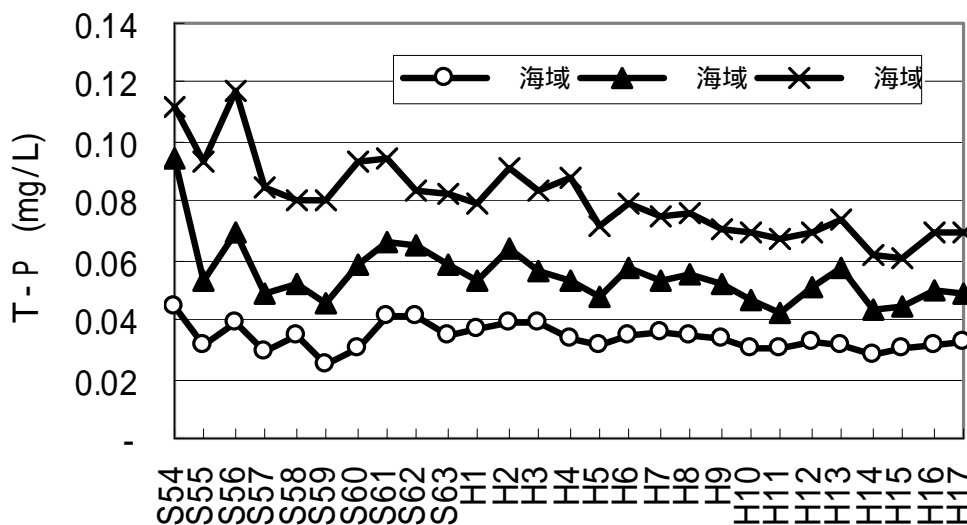


図6 全りん (表層年平均値) の経年変化

(3) 環境基準の達成状況

COD

平成17年度の大阪湾におけるCODの環境基準達成率を水域ベースでみると20%となっている（港湾域を除く）（図7）。類型別にみると、湾奥側のC海域（環境基準値8mg/L、3地点）では全地点で達成しているが、B海域（環境基準値3mg/L、3地点）では全地点で、A海域（環境基準値2mg/L、6地点）では1地点を除いて達成できていない。

C海域については、水質総量規制制度が開始された時点から既に100%環境基準を達成しており、大阪湾におけるCODの濃度は、(2) に記したように長期的には低下傾向にあるが、低下が非常に緩やかであるため、A海域及びB海域の環境基準達成までには至っていない状況となっている。

全窒素

平成17年度の大阪湾における全窒素の環境基準達成率を水域ベースでみると100%となっている（図8）。

全窒素に係る環境基準が設定され、評価が開始された平成7年度は、3水域すべてで達成できていなかったが、その後の水質改善により、平成15年度に初めて3水域すべてで環境基準を達成し、以来、環境基準達成率は100%となっている。

全りん

平成17年度の大阪湾における全りんの環境基準達成率を水域ベースでみると66.7%となっている（図9）。

全りに係る環境基準が設定され、評価が開始された平成7年度以降、3水域のうち湾奥部の 海域（環境基準値0.09mg/L）では環境基準を達成している。残りの2水域のうち 海域（環境基準値0.05mg/L）も近年は環境基準を達成しているが、湾口部に近い 海域（環境基準値0.03mg/L）の濃度が環境基準値レベル付近で変動しており、結果として、年度によって環境基準達成率は66.7%～100%となっている。

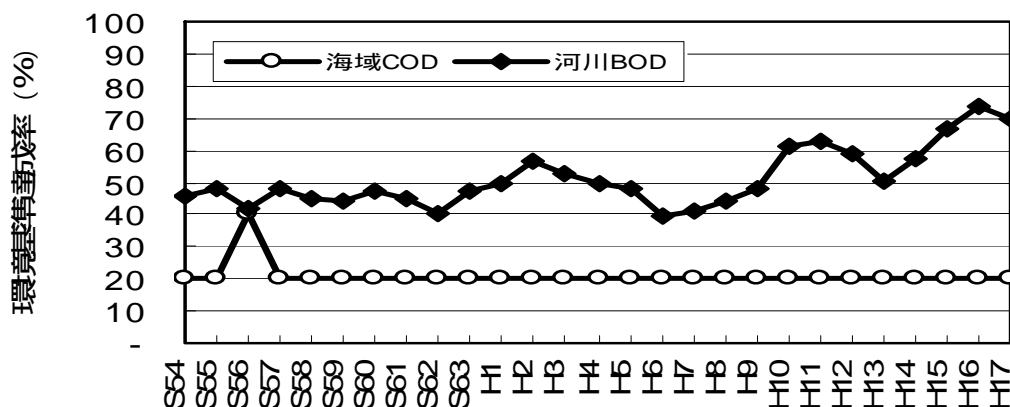


図7 CODの環境基準達成率の推移

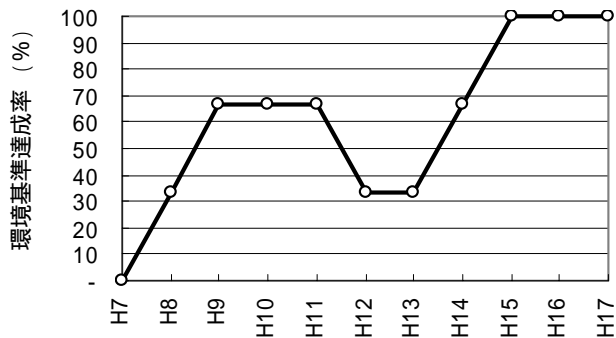


図8 全窒素の環境基準達成率の推移

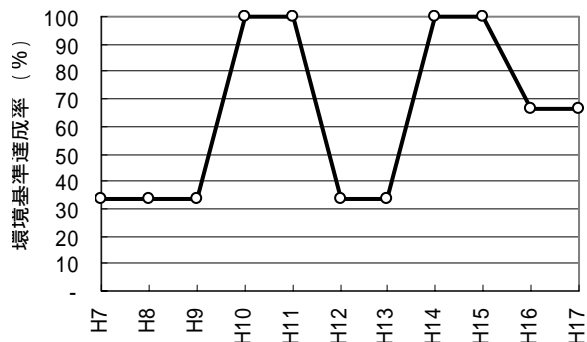


図9 全りん磷の環境基準達成率の推移

(4) 赤潮、貧酸素水塊

赤潮

大阪湾における赤潮の発生件数は、昭和50年代後半は年間40件程度であったが、長期的には減少傾向にあり、近年においては年間20件程度で横ばいに推移している（図10）。

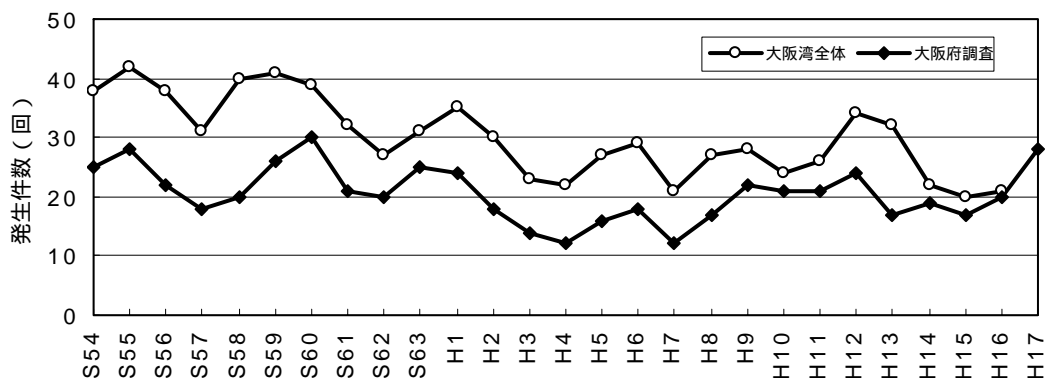


図10 大阪湾の赤潮発生件数の推移

貧酸素水塊

大阪湾では、環境基準点における常時監視結果において、夏期を中心に3 mg/Lを下回る低い溶存酸素量（DO）が観測されている。類型別の夏期における底層のDO（環境基準点における7～9月の3か月の平均値）の経年変化をみると（図11）、長期的には改善の傾向が認められる。しかしながら、府立水産試験場の調査結果や、大阪湾再生水質一斉調査の結果においては、依然として貧酸素水塊が発生していることがわかっている。

大阪湾再生水質一斉調査：国や関係自治体等の機関で構成する大阪湾再生推進会議が、研究機関や民間などとの連携を図り、1年のうちで最も水質汚濁が懸念される夏場の一斉（原則8月2日）に一斉に行う水質調査

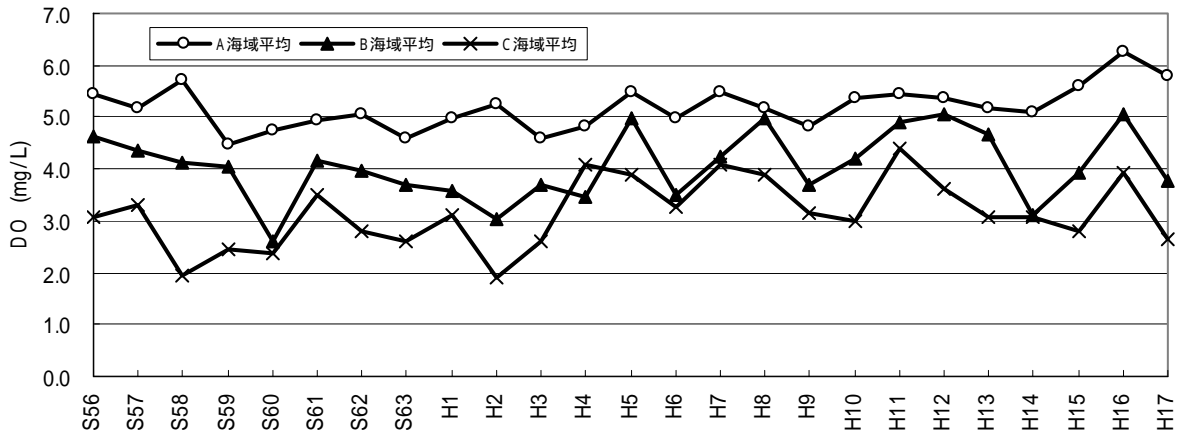


図11 大阪湾のDO (夏期底層) の推移

2-2 第5次総量削減計画の実施状況

(1) 汚濁負荷量の状況

大阪府域におけるCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の状況を以下に示す。

COD負荷量

平成16年度における汚濁負荷量は83t/日であり、第5次総量削減計画の削減目標値(95t/日)を達成している。

水質総量規制が開始された昭和54年度におけるCOD負荷量は大阪府域において190t/日であり、汚濁負荷削減対策の推進により、平成16年度までの削減率は56%となっている(図12)。

窒素負荷量

平成16年度における汚濁負荷量は71t/日であり、第5次総量削減計画の削減目標値(81t/日)を達成している。

平成11年度における窒素負荷量は大阪府域において90t/日であり、平成16年度までの窒素負荷量の削減率は21%となっている(図13)。

大阪府では、水質総量規制の指定項目に窒素が追加される以前から、窒素に係る汚濁負荷量を推計している。この結果によれば、平成6年度における汚濁負荷量は124t/日であり、平成6年度からの削減率は43%となっている。

りん負荷量

平成16年度における汚濁負荷量は4.8t/日であり、第5次総量削減計画の削減目標値(6.5t/日)を達成している。

平成11年度におけるりん負荷量は大阪府域において7.2t/日であり、平成16年度までのりん負荷量の削減率は32%となっている(図14)。

大阪府では、水質総量規制の指定項目にりんが追加される以前から、りんに係る汚濁負荷量を推計している。この結果によれば、昭和54年度における汚濁負荷量は14.0t/日であり、昭和54年度からの削減率は65%となっている。

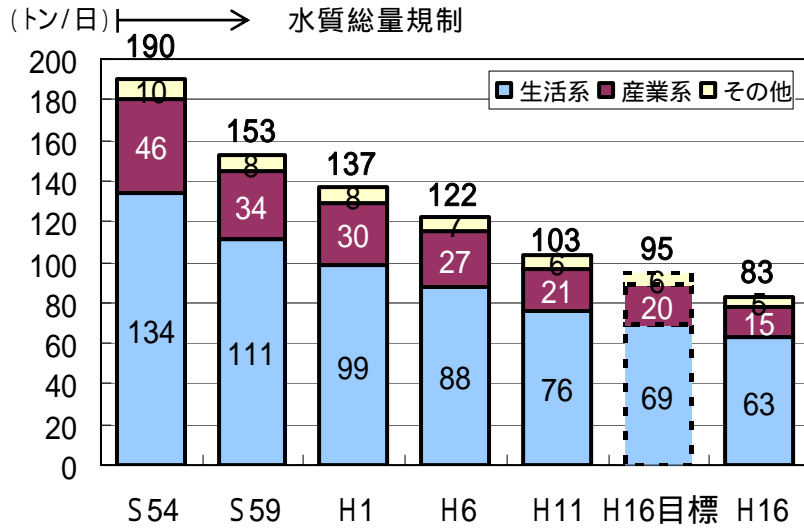


図12 CODに係る汚濁負荷量の推移
点線は目標値を示す

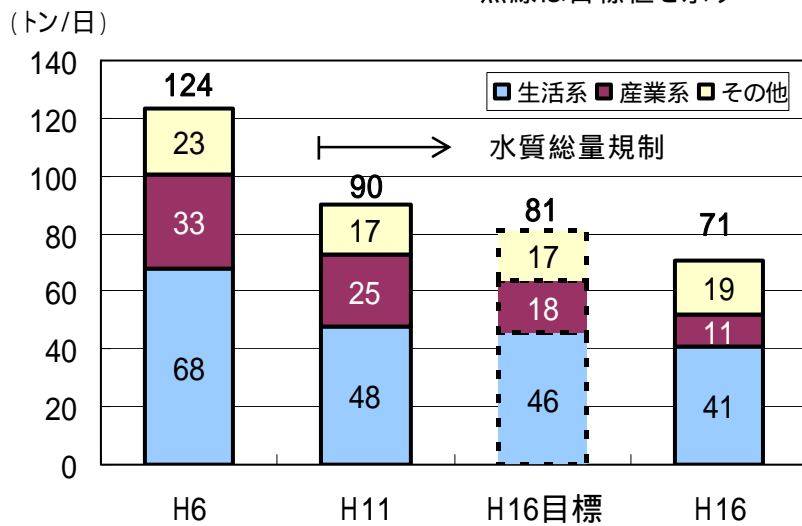


図13 窒素に係る汚濁負荷量の推移
点線は目標値を示す

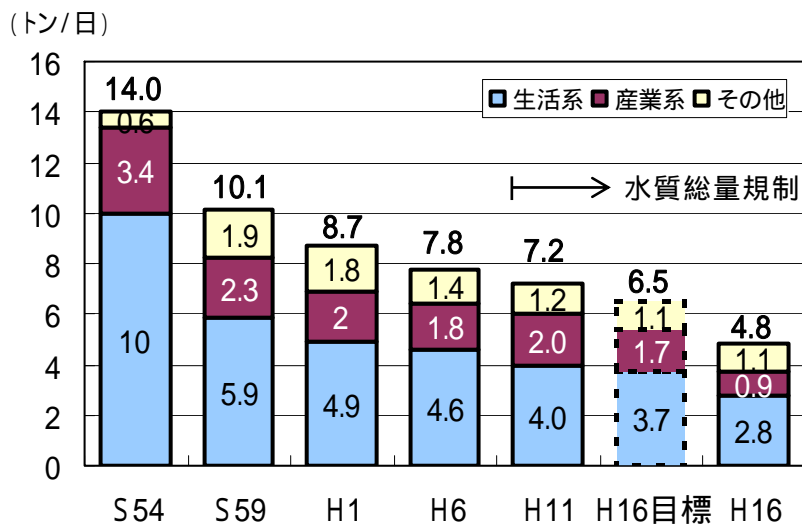


図14 りんに係る汚濁負荷量の推移
点線は目標値を示す

(2) 汚濁負荷削減対策の実施状況

生活系汚濁負荷量の削減対策

昭和54年度から平成16年度までの大阪府における人口推移をみると、4.7%増加しており、平成16年度における人口は884万人となっている。大阪湾の集水域面積に占める大阪府の面積が約17%であるのに対し、大阪府の人口は大阪湾集水域の人口の50%強を占めている。

このように人口が集中している大阪府域において、生活系汚濁負荷量を削減するため、「生活排水の100%適正処理」という目標達成に向けて、平成15年3月には「大阪府生活排水処理実施計画」を策定し、これに基づき、市町村においては、下水道や浄化槽、農業集落排水施設などの生活排水処理施設の効果や経済性などを検討し、地域の実情に最も適した整備方策により、効率的かつ計画的な整備促進が図られている。その結果、大阪府域の生活排水処理率は向上しており、平成3年度の68.0%から平成16年度の88.4%まで増加している。

下水道については、普及率が昭和54年度の52.4%から平成16年度には90.1%と90%の大台に達している（図15）。また、高度処理（CODに係るものを含む）については、平成16年度末で、38処理場のうち10処理場が一部りん除去対応、10処理場では一部窒素・りん同時除去対応を行っており、高度処理人口普及率は、平成16年度には42%まで向上している。

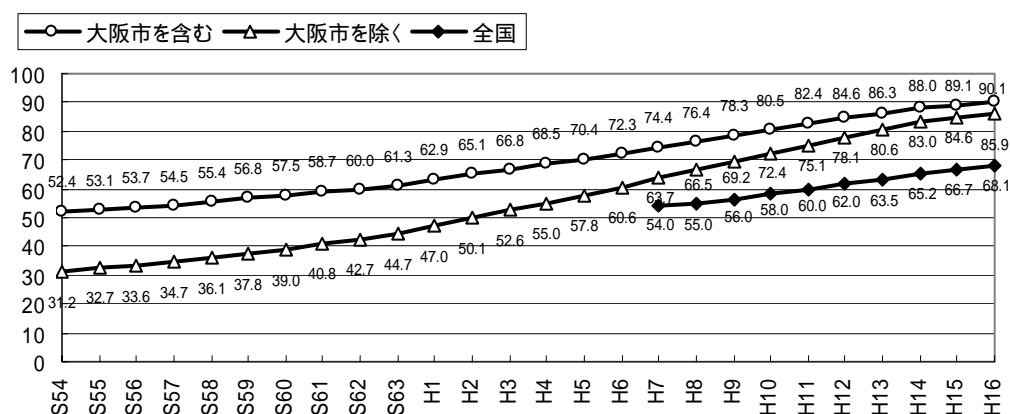


図15 下水道普及率の経年変化

浄化槽については、浄化槽法の改正により、平成13年4月以降は、設置可能な浄化槽は生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽のみとなり、新設の浄化槽について合併処理浄化槽とするよう指導している。浄化槽設置整備事業補助金制度の活用により、第5次総量削減計画期間中に約4,000基が設置されている。

農業集落排水施設については、平成16年度では、2地区（能勢町1地区、岸和田市1地区）において供用されている。

産業系汚濁負荷量の削減対策

指定地域内事業場に対しては、第5次水質総量規制からCODに係る総量規制基準に加えて、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定を行い、その遵守について指導を行っている。

また、総量規制基準が適用されない工場又は事業場に対しては、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年大阪府条例第8号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)に基づく排水規制、立入検査、水質検査等の実施による排水基準の遵守指導を行うとともに、「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導要綱」に基づく汚濁負荷量の削減指導を行っている。

表3 排水規制・指導の対象事業場数(平成16年度末)

	合計	大阪府所管	政令市所管
水質汚濁防止法・瀬戸内海法適用事業場	5,490	2,493	2,997
うちBOD等排水規制対象事業場 (うち総量規制対象事業場)	1,928 (723)	902 (374)	1,026 (349)
大阪府生活環境保全条例適用事業場	424	179	245
うちBOD等排水規制対象事業場	94	34	60
法・条例適用事業場計	5,914	2,672	3,242
うちBOD等排水規制対象事業場 (うち総量規制対象事業場)	2,022 (723)	936 (374)	1,086 (349)

その他系汚濁負荷量の削減対策

農地、畜産、養殖漁業からの負荷に関しては、それぞれ、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)、「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)に基づく指導等を行い、肥料施用量の低減等の取組が実施されている。

汚濁負荷削減以外の対策の実施状況

～ の各発生源に対する負荷削減対策のほか、健全な水循環の回復に向けた取組により水質の改善を図るため、森林整備、河川における直接浄化施設の設置、下水高度処理水の河川への還元、干潟造成などの取組を行っている。

また、底質改善を図るため、河川や港湾における底泥の浚渫や覆砂を行っている。

加えて、河川及び海域のモニタリングの実施や、負荷削減のための技術開発や調査研究の推進などの取組を行っている。

2-3 大阪湾再生の取組み

第5次総量削減計画の実施状況については、前項で記載したところであるが、第5次総量削減計画の策定以降の取組みとして特筆すべきものに大阪湾再生の取組みがあげられる。

大阪湾再生については、「海の再生」が平成13年12月に政府の都市再生本部の第三次都市再生プロジェクトに決定されたことを受け検討が始められ、国の関係省庁や大阪府等の9府県市などで構成する「大阪湾再生推進会議」が平成15年7月に発足、平成16年3月に「大阪湾再生行動計画」が策定された。その目的は、都市環境インフラとしての海の再生という新たなニーズにも応え、大阪湾の水環境の改善等を通じた「海と都市との関わり」に重点を置く総合的な大阪湾再生に向けた取組みを、住民・市民やNPO、学識者、企業等の多様な主体との連携、協働を図りつつ、推進することとされている。

この「大阪湾再生行動計画」では、中長期的な大阪湾における水環境のあるべき姿として、「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな『魚庭（なにわ）の海』を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」との目標を掲げるとともに、その達成度を判断するための具体的な目標として、底層DOが5mg/L以上、表層CODが利用目的に応じて5mg/L以下など、湾奥部のC海域については水質環境基準よりも高いレベルとなる目標を設定している。

「大阪湾再生行動計画」に基づく取組みとして、陸域負荷削減や海域の環境改善対策、モニタリングなどの取組みが挙げられているが、例えば、大阪湾再生水質一斉調査は、産官学連携による全国初の一斉調査として平成16年度に開始され、回を経るごとに調査地点数が増加し、新たな民間企業・NPOの参画が得られている。また、釣り人によるモニタリングの実施などの新たな広がりも生まれてきている。

さらに、取組みのアピールポイントを設定し、行動計画による取組みの効果について、一般市民が身近に体感・実感でき、かつ、広く一般にPRできる場として活用されている。

こうした大阪湾再生の取組みのなかで、初夏に大量に発生するアオサの除去活動やアマモの移植試験など様々な市民参画による取組みが進められており、地域の人々と海とのつながりの回復も進んできている。

2-4 大阪湾における水質の課題

前述のとおり、大阪湾の水質については、窒素やりんについては水質改善が認められ、環境基準を概ね達成できるレベルとなってきた一方、CODについては、改善が非常に緩やかであり、湾奥部のC海域では環境基準を達成しているものの、A海域、B海域では、依然として環境基準を達成していない。また、発生件数は減少しているものの赤潮の発生も依然として認められる。さらに、湾奥部では貧酸素水塊も発生している。

こうした大阪湾の水質の改善に向けた主な課題は、以下のとおりである。

大阪湾に流入する河川の水質には改善がみられ、河川BODの環境基準達成率も向上してきているものの、大阪湾におけるCODの環境基準の達成率改善にはつながっていない。

閉鎖性水域における水質汚濁の要因として、水域内での植物プランクトンの増殖、いわゆる内部生産が挙げられるが、大阪湾の場合でも、年平均でみるとCODの約3割、特にプランクトンの活動が活発になる夏期には6～7割が、内部生産に由来するものとなっており、この内部生産を抑制することが必要である。このため、内部生産、すなわちプランクトンの増殖につながる栄養塩(窒素、りん)の流入削減を引き続き進める必要がある。

大阪湾への流入負荷を発生源別でみると、COD、窒素、りんともに生活排水からの負荷が占める割合が大きくなっており、その削減が特に必要である。

大阪府の場合、これまでの下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備により、生活排水適正処理率(水洗化・生活雑排水処理人口が全人口に占める割合)が平成16年度末には88.4%にまで向上している。

しかしながら、単独処理浄化槽により処理されている家庭や汲み取り式の家庭から排出される生活雑排水による負荷が、CODでは全体の約4分の1を占めている。

これらの負荷は、法や条例による規制の対象とならない一般家庭からの負荷であり、その削減のために、生活排水処理施設の整備を効率的・計画的に進めるとともに、各家庭に対する生活雑排水対策の啓発により、一人ひとりの意識を高めることも必要である。

大阪湾の水質には、その集水域における人々の生活や産業活動など様々な要因が複雑に関係している。

大阪湾については、大阪湾再生の取組みなど、機運の高まり・取組みの広がりが認められるが、あらゆる主体の関心・行動の高まりが一層求められる。

3 大阪府における第6次水質総量規制の考え方について

環境大臣が策定した総量削減基本方針を受け、また、2に記述した大阪湾に関する現状と課題を踏まえて、以下に示す基本的考え方に立って、大阪府における第6次総量削減計画及び総量規制基準についての検討を進めることとした。

大阪府域からの汚濁負荷量がこれまでに段階的に削減されてきた結果、COD濃度の改善は緩やかで、その環境基準達成率の向上にまで至っていないものの、大阪湾の窒素・りん濃度の改善や、CODと同じ有機汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の河川における環境基準達成率の向上などの効果も現れてきていることから、水環境のさらなる改善を図るため、生活排水に伴う負荷の削減を中心に、引き続き負荷量の削減を図ることが必要である。

閉鎖性海域である大阪湾の水質には、大阪湾内での内部生産（プランクトンの増殖）や底質からの溶出などの様々な要因が複雑に関係しているため、CODや内部生産につながる栄養塩（窒素、りん）の陸域からの汚濁負荷量の削減に加えて、干潟・藻場の造成など大阪湾が有する自然浄化機能を高める取組み等の、大阪湾の水質改善に関連する幅広い取組みをあわせて推進することが必要である。

特に、第6次水質総量規制においては、平成17年5月の中央環境審議会答申及びこれを受けた環境大臣による総量削減基本方針において、瀬戸内海の中でも大阪湾に着目した対策の必要性が指摘されており、大阪湾再生の取組みとも連携し、大阪湾集水域において、他府県・市町村をはじめ、住民、NPO、企業等の各主体と協働し、一体となった取組みを進めることが必要である。

4 第6次総量削減計画について

4-1 削減目標量の設定

総量削減計画においては、都府県毎に、COD、窒素及びりんのもの3項目それぞれについて、生活排水・産業排水・その他の発生源の3つの発生源別の削減目標量（1日当たりに発生する汚濁負荷量をこの値にまで削減するという値）を設定することとなっている。

この削減目標量については、人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度における削減努力を前提に定めることとされている。

大阪府における第6次総量削減計画での発生源別の削減目標量の設定に当たっては、COD、窒素及びりんの汚濁負荷量の削減に係る技術的水準の現状及び今後の見通し等を踏まえるとともに、これまでとられた対策努力、対策の難易度、費用対効果、除去効率の季節変動等も勘案し、全体として効率的な削減が図られるよう、削減目標量の設定を行うこととした。

産業排水については、これまでの窒素及びりに係る削減指導や第5次までの総量規制の結果、段階的に規制の強化が行われており、着実に削減が進められてきた。生活排水についても同様に削減されてはいるが、依然として、各項目ともに汚濁負荷量に占める割合が大きくなっている。このため、生活排水の負荷の削減を中心として削減目標量の設定を行っている。

削減目標量については、表4に示す方法により算定を行った。

表4 削減目標量の算定方法

指定地域内事業場	下水処理場	$\text{予測負荷量} = \text{設定水質} \times \text{予測排水量}$ 設定水質：処理場ごとに処理方法や実績を勘案して設定 排水量：近年の実績の推移から設定
	し尿処理場	$\text{予測負荷量} = \text{平成16年度実績} \times \text{予測人口} / \text{平成16年度人口}$ 予測人口：近年の実績の推移から設定
	工場・事業場	$\text{予測負荷量} = \text{設定水質} \times \text{予測排水量}$ 設定水質：総量規制の効果による水質改善を見込み設定 排水量：業種別に回帰式を基に設定
	浄化槽	$\text{予測負荷量} = \text{平成16年度実績} \times \text{予測人口} / \text{平成16年度人口}$ 予測人口：近年の実績の推移から設定
非特定発生源	小規模浄化槽 雑排水	$\text{予測人口} \times \text{負荷量原単位} \times (1 - \text{除去率})$
	小規模未規制	$\text{予測排水量} \times \text{水質原単位}$
	畜産	$\text{予測飼育頭数} \times \text{負荷量原単位} \times (1 - \text{除去率})$
	土地	$\text{予測面積} \times \text{原単位}$
	養殖	$\text{予測収穫量} \times (\text{増肉係数} - 1) \times \text{予測投餌量} \times \text{含有率}$

4-2 削減目標量達成のための施策

環境大臣が策定した総量削減基本方針では、汚濁負荷量の削減の方途として、下水道整備を促進するほか、浄化槽、農業集落排水施設等各種生活排水処理施設の整備、生活排水処理施設の高度化及び適正な維持管理等の推進による計画的な生活排水対策の推進、総量規制の遵守による指定地域内事業場からの負荷削減、環境保全型農業の推進、合流式下水道の改善、小規模・未規制事業場等に対する汚濁負荷の削減指導、情報発信や啓発等を通じた理解と協力の促進などが示されている。

大阪府における第6次総量削減計画においては、この基本方針を踏まえ、従来の施策を引き続き推進するとともに、大阪府の独自性を盛り込みつつ、発生源ごとに次に掲げる施策を中心に取組みを推進することが必要である。

(1) 生活排水に係る汚濁負荷量削減対策

汚濁負荷量に占める割合の大きい生活排水についての対策を、重点的かつ効率的に進めていくため、「大阪府生活排水処理実施計画」(平成15年3月策定)に基づき、市町村と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等を適切に選択し、生活排水処理施設の計画的な整備を促進する。

また、毎年2月の「大阪府生活排水対策推進月間」を中心とした啓発等により、家庭からの生活排水対策を促進する。

(2) 産業排水に係る汚濁負荷量削減対策

第5次までのCOD、窒素及びりんに係る総量規制基準の強化を行い、その遵守を徹底することにより負荷量の削減を図る。加えて、小規模事業場等に対しても、上乘せ排水基準の遵守徹底や削減指導を行う。

(3) その他の発生源に係る汚濁負荷量削減対策

農地からの負荷削減対策として、「大阪エコ農産物認証制度」の活用により、農薬や肥料の施用量の低減を図る。

総量削減基本方針では、あわせて、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項として、干潟の保全・再生、底泥除去等の底質改善対策の推進などの必要な諸施策を講ずることとの考え方が示されている。特に、第6次水質総量規制では、瀬戸内海の中で大阪湾については、東京湾、伊勢湾と同様にさらなる水環境改善が必要として、大阪湾に係る削減目標量が設定されたところであることから、平成16年3月に策定された「大阪湾再生行動計画」の推進など、大阪湾の集水域に関係する国の機関や自治体をはじめ、NPOなどあらゆる主体が互いに連携・協力して、大阪湾の再生を図る取組みを進めていく必要がある。また、大阪湾に

関する学習の機会の提供やパブリックアクセスの向上など、大阪湾についての関心を高める取組みも重要である。

4-3 総量削減計画(案)

以上の検討を踏まえ、大阪府の第6次総量削減計画は、次のとおりとすることが適当である。

化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画（案）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号に規定する区域のうち大阪府の区域について、平成18年11月21日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)
生活排水	57	63
産業排水	14	15
その他	5	5
合計	76	83

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)
生活排水	38	41
産業排水	10	11
その他	19	19
合計	67	71

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)
生活排水	2.4	2.8
産業排水	0.8	0.9
その他	1.1	1.1
合計	4.3	4.8

2 削減目標量の達成のための方途

2-1 生活系排水対策

瀬戸内海に流入する汚濁負荷量を効果的に削減するためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷量に占める割合の大きい生活排水についての対策を、市町村と協力しながら、重点的に進めていく必要がある。

このため、「大阪21世紀の環境総合計画」（平成14年3月策定）及び「大阪府生活排水処理実施計画」（平成15年3月策定）に基づき、地域の実情に応じ、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等を適切に選択し、生活排水処理施設の効率的で計画的な整備を促進する。

また、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

さらに、生活雑排水対策についての啓発・普及を行うなど、家庭からの生活排水対策についても促進する。

(1) 下水道の整備等

下水道については、「21世紀の大阪府下水道整備基本計画(ローズプラン：平成22年度に普及率約97%を目標）」(平成14年3月策定)に基づき整備を推進するとともに、水洗化を促進する(表4)。

また、下水道終末処理場については、適切な維持管理により処理水質の安定及び向上に努めるとともに、処理場の新設、更新時には、窒素、りんの除去を含めた高度処理施設の導入を行う。

なお、合流式下水道については、平成16年度に策定した合流式下水道緊急改善計画に基づき、改善事業を進める。

表4 下水道の整備(見込み)

年度	行政人口 (千人)	下水道水洗化人口 (千人)	/ (%)
21	8,738	7,782 【4,482】	89.1

【 】書きは、高度処理人口を示す(内数)。

(2) その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽の設置については、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、合併処理浄化槽の設置を指導する。

特に、市町村が各戸に浄化槽を整備し使用料を徴収して管理・運営する「浄化槽市町村整備推進事業」に対して技術的支援を行うとともに、当該事業を窒素やりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽で実施する場合の府費補助制度の活用等により、その導入を促進する。

なお、浄化槽の放流水質の安定及び向上を図るため、浄化槽法及び建築基準法に基づき、浄化槽の適正な設置、維持管理及び水質に関する検査の徹底を指導するとともに、水質汚濁防止法等に基づく浄化槽の規制・指導を行う。

農業（漁業）集落排水施設については、地域の実情に応じて、施設整備を進める。

し尿処理施設については、維持管理の徹底を図ることにより、放流水質の安定及び向上に努める。

また、安定的で効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理体制の整備に努める。

(3) 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、平成18年度に開設した生活排水に関するホームページ等を活用し、家庭での取組みにつながる情報を提供するなど、水質汚濁防止法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）及び「大阪府生活排水対策推進要綱」（昭和63年4月制定）に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発・普及を行う。また、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。

さらに、毎年2月を「生活排水対策推進月間」とし、関係機関が連携することで、生活排水に関する府民啓発の取組みを効率的に実施する。

2-2 産業系排水対策

(1) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、業種等の実態、排水処理技術水準の動向、過去の汚濁負荷量の削減努力、費用対効果等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

特に、特定施設を新設・増設する指定地域内事業場については、最新の処理技術の導入等が可能であることから、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

C値については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

また、施設の新設・増設、排水処理施設の改善等における除去効果

の高い排水処理施設の導入の指導、凝集剤や栄養剤の添加の適正化及び当該施設の維持管理の徹底の指導等による排水処理の適正化並びに工程内で使用される添加物の低減及び副原料の転換の指導により汚濁負荷量の削減を図る。

(2) 総量規制基準が適用されない工場又は事業場に対する対策

総量規制基準が適用されない工場又は事業場のうち、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等により排水基準の遵守を徹底するとともに、「窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導要綱」に基づき、汚濁負荷量の削減についての指導を行う。

その他の工場又は事業場については、排出水の特性等について、その実態把握に努めるとともに、「小規模事業場排水処理の手引き」（平成7年3月制定）や「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成13年3月環境省環境管理局）に基づき、実情に即した除去効率の高い排水処理施設の設置の指導や啓発を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

2-3 その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえた対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図る。

(1) 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）の趣旨や「大阪エコ農業推進基本方針」（平成13年3月策定）に則り、大阪エコ農産物の認証など肥料の施用量の低減を図る取組み等を推進し、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

(2) 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の適正な処理及び有効利用を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

(3) 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等に

より、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講じる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 大阪湾再生の取組みの推進

大阪湾への流入負荷の軽減に加え、美しく親しみやすい豊かな大阪湾の再生を図るため、「大阪湾再生推進会議」や「大阪湾環境保全協議会」等を通じ、大阪湾再生行動計画（平成16年3月）の推進などの大阪湾流域の自治体やNPOなどと互いに連携・協力した取組みを推進する。

(2) 循環型社会における資源リサイクルの推進

工場において、製造工程で使用する窒素及びりんのリサイクルを促進することにより汚濁負荷量の削減を図るとともに、工場又は事業場での水の循環再利用や家庭での節水型水利用を促進するなど、社会全般における循環型社会の実現に向けた取組みを進め、各主体による行動の実践に努める。

(3) 健全な水循環の回復

森林や農地等の貯留浸透・涵養能力の保全・回復・増進や、平常時の河川流量の確保、下水の高度処理水の河川還元、雨水利用の促進等の健全な水循環の回復に向けた取組みを進めることにより河川等の水質の改善を図る。

(4) 水質浄化事業の推進

ア 河川・水路の浄化施設整備等

水質汚濁の進んだ河川・水路等の水質を改善するため、大和川流域における薄層流浄化施設、寝屋川流域における接触酸化等の浄化施設の整備等を推進する。

イ 底質改善事業の推進

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、泉州諸河川、大阪市内河川、大阪港港湾区域等において、汚泥のしゅんせつ事業を推進する。

(5) 人工海浜、干潟等の造成・保全

堺2区における人工干潟の造成や、りんくうタウン地先での藻場造成など、生態系に配慮し、多自然型の河川整備、海域での緩傾斜護岸の導入、藻場・干潟等の浅海域の造成・保全等を行い、自然が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。

(6) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川及び海域の水質監視並びに指定地域内事業場等に対する立入検査の実施等、効果的な監視体制の充実を図る。

(7) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、府、市町村、事業者、府民、民間団体及び関係機関の各主体間の連携を強化するとともに、各々の理解と協力を得ることが必要である。このため、自治体の広報紙、ホームページ等の様々な媒体を活用し、総量規制の趣旨及び内容についての情報を提供するほか、大阪湾に関する学習機会の提供などにより、広く正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。また、海の恵みを実感できる「人と海との関わり」を回復するため、パブリックアクセスの向上を図る。

府民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童及び生徒に対しては、水質保全に対する正しい知識が得られるよう、環境教育等を通じて、水質保全意識の普及・啓発を行うなど、自ら汚濁負荷量削減のための行動を実践するような気運づくりに努める。

事業者に対しては、業界団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減に向けた事業者による自主的な取組みを促進する。

(8) 調査研究の推進

府及び市町村等の試験研究機関において、環境保全に関する調査研究を引き続き実施し、環境保全に関する技術開発や海域における内部生産機構の解明等に努める。

(9) 中小企業者への助成措置

公害防止対策を行う必要がある中小企業者に対し、資金の融資あっ旋と利子補給を行う。

5 総量規制基準について

5-1 総量規制基準の設定の概要

総量規制基準は1日の平均排水量が50m³以上の法で定める工場・事業場に対し適用され、その基準値は、工程ごとのCOD等の濃度を表す値（C [mg/L]、以下「C値」という）と当該工程からの排水の量（Q [m³/日]）の積により算出される負荷量の総和（L [kg]）により、1日当たりの許容排出負荷量として表される。

C値については、業種や工程ごと、さらに、工場・事業場が設置された時期や、特定施設の増設や構造等の変更によって特定排水が増加した時期により分類し、区分され、処理技術の水準等を踏まえ、国により、その範囲が示されている。

それぞれのC値の設定に当たっては、都府県が地域の状況等を踏まえ、国の示した範囲内で設定することとなっている。

$$L = (C \cdot Q \times 10^{-3})$$

L：当該事業場の総量規制基準値（kg/日）

C：時期及び業種等の区分ごとに設定する濃度の値（mg/L）

Q：当該事業場の時期及び業種等の区分ごとの特定排水の量（m³/日）

< 時期区分と添字の関係 >

時期区分 \ 項目	COD	窒素	りん
S55.6.30まで	Q _{co} 、C _{co}	Q _{no} 、C _{no}	Q _{po} 、C _{po}
S55.7.1以降H3.6.30まで	Q _{ci} 、C _{ci}		
H3.7.1以降H14.9.30まで	Q _{cj} 、C _{cj}	Q _{ni} 、C _{ni}	Q _{pi} 、C _{pi}
H14.10.1以降			

5-2 総量規制基準の検討

第6次水質総量規制における総量規制基準については、中央環境審議会答申の考え方に留意するとともに、以下の事項に配慮しつつ、第5次までの総量規制基準の設定状況や府域における排出及び処理の実態等を勘案して、設定することとした。

目標年度において実施可能な汚水又は廃液の処理技術の水準

事業場規模

原材料、製造方法等による負荷削減の難度

水利用の合理化、処理施設の導入等汚濁負荷量の削減努力

類似業種との整合性

(1) 業種等の区分の見直し

第5次水質総量規制における総量規制基準では、国においては、232の業種等の区分（一部の業種等で特別の工程を有するもの等について設けられていた備考まで含めると、CODは297区分、窒素は301区分、りんは254区分）に分けてC値の範囲が設定されていたが、中央環境審議会の答申を踏まえた第6次水質総量規制における総量規制基準についての環境省告示では、業種等の区分及び備考の見直しが行われ、215の業種等の区分（備考を含めると、CODが261区分、窒素が268区分、りんが234区分）について、C値の範囲が示されている。

大阪府においては、第5次水質総量規制において、事業場規模に配慮し、排出負荷量の効果的な削減を図ることを目的として、排水量ランク別や製造工程により著しく排出実態や処理技術水準が異なるものについて、さらに細分化を行っている。

今回の総量規制基準の改定にあたっては、環境省告示における業種等の区分の見直しに対応しつつ、大阪府域における排出実態等を踏まえ、細分化をすることでより効果的な削減を図ることができる場合には、大阪府独自の区分を引き続き採用することとした。

(2) C値設定の考え方

COD、窒素、りんともに、第5次水質総量規制において設定したC値が、既に今回の環境省告示によるC値の範囲の下限値に相当している業種等については、引き続き下限値とした。

現在府域にない業種等及び著しく負荷量の小さな業種等については、原則として、C値の範囲の下限値を採用した。

新・増設に係るC値については、新たな処理施設の導入が可能であること等から、原則として、C値の範囲内の下限値を採用した。

C値の見直しにあたっては、水質総量規制制度に基づき事業者において記録された汚濁負荷量の実態や、府や政令市による総量規制対象事業場に対する立入検査時の採水分析結果についての整理を行うことにより、排出実態についての把握を行った。そのうえで、大阪湾においては、さらなる水環境改善のために一層の負荷量の削減が必要であることを鑑み、また、実測排水濃度分布に基づく中央環境審議会でのC値範囲の見直しにおける考え方を参考として、実測排水濃度分布における次の値を原則として採用し、負荷量削減を図ることとした。

COD： C_o 95%値、C_i 90%値、C_j 85%値

窒素、りん： C_o 90%値、C_i 85%値

これらの値については、環境省告示によるC値の範囲及び第5次水質総量

規制における大阪府のC値との整合を図るとともに、該当事業場のこれまでの負荷量削減に対する取組状況や類似業種との整合、今後の該当事業場出現の見通しや技術水準等を踏まえ、その妥当性について検討を加えた。

5-3 総量規制基準(案)

上述の検討の結果、第6次水質総量規制における総量規制基準は、次のとおりとすることが適当である。なお、C値の設定の概要について表5に示す。

検討の結果、窒素やりんのC_oを中心に第5次C値からの強化を行い、大部分の業種等の区分において、国の告示の範囲の下限値を採用することとした。

第6次水質総量規制基準については、新たに特定施設の設置や構造等の変更を行うことにより増加する特定排水については平成19年9月から、既設の特定排水については平成21年4月から適用される予定となっている。

表5 C値設定の概要

		C O D			窒 素		り ん	
		C _o	C _i	C _j	C _o	C _i	C _o	C _i
第5次C値が既に下限値		208	247	256	94	233	71	207
上記 以外	第5次C値から強化 (うち下限値まで強化)	43 (33)	18 (15)	11 (8)	152 (139)	28 (27)	146 (137)	29 (29)
	第5次C値を据置き	21	7	5	29	14	23	4
業種等の区分の追加 (うち下限値を採用)		9 (6)	9 (6)	9 (6)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)
合 計 (うち下限値を採用)		281 (247)	281 (268)	281 (270)	280 (238)	280 (265)	245 (213)	245 (241)
業種等の区分の統合		48	48	48	35	35	25	25

注1 数値はそれぞれに該当する業種等の区分の数を示す。

2 C O DのC_j:平成3年7月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排水に適用されるC値

C_i:昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排水に適用されるC値

C_o:上記以外の特定排水に適用されるC値

窒素、りんのC_i:平成14年10月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排水に適用されるC値

C_o:上記以外の特定排水に適用されるC値

3 下限値とは第6次規制に係るC値の範囲(平成18年10月13日環境省告示第134~136号)の下限値

化学的酸素要求量等に係る総量規制基準(案)

1 総量規制基準の算式

第6次総量規制における総量規制基準の算式は、次のとおりとする。

$$\text{C O D} \quad L_c \text{ (kg/日)} = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒 素} \quad L_n \text{ (kg/日)} = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{り ん} \quad L_p \text{ (kg/日)} = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Qは次表の時期区分及び業種等の区分ごとの特定排出水の量（m³/日）。
Cは次表の時期区分ごとに、環境大臣が定める「業種等の区分」ごとの濃度の範囲（「C値の範囲」）内において都府県知事が定める値（濃度：mg/L）

< 時期区分と添字の関係 >

時期区分 \ 項目	C O D	窒 素	り ん
S55.6.30まで	Q _{co} 、C _{co}	Q _{no} 、C _{no}	Q _{po} 、C _{po}
S55.7.1以降H3.6.30まで	Q _{ci} 、C _{ci}		
H3.7.1以降H14.9.30まで	Q _{cj} 、C _{cj}	Q _{ni} 、C _{ni}	Q _{pi} 、C _{pi}
H14.10.1以降			

2 C 値

化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)は別表1～3のとおりとする。

総量規制基準の算式及びQ、Cの時期区分については、第5次規制と同様とされている。

おわりに

本審議会においては、大阪府における第5次水質総量規制までの実施状況や大阪湾の水質の状況、大阪湾再生の取組み等を踏まえ、平成21年度を目標年度としたCOD、窒素及びりんに係る第6次総量削減計画及び総量規制基準に関して検討を行い、上述のとおり結果をとりまとめた。

これまでの5次にわたる総量削減計画の推進を通じて、工場・事業場における総量規制基準強化への対応等もあり、大阪府域のCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量は、着実に削減がなされてきたところである。しかしながら、大阪湾のCODについては改善が非常に緩やかで環境基準を達成するまでには至っていない。また、赤潮や貧酸素水塊の発生も認められている。こうしたことから、第6次水質総量規制に係る総量削減基本方針において、大阪湾は、全般的に改善が認められる瀬戸内海の中において特別に取り上げられ、東京湾や伊勢湾とともに、さらなる水環境の改善が求められた。

大阪湾への有機汚濁の流入負荷が着実に削減されているにもかかわらず、大阪湾のCOD値の改善が非常に緩やかであるが、これは、湾内で起こる内部生産、すなわち植物プランクトンの増殖が大きな要因である。このため、栄養塩類である窒素、りんのさらなる流入削減をはじめ、内部生産を抑制する取組みを進める必要がある。

大阪府域の汚濁負荷量を発生源別にみると生活排水がCODで全体の4分の3を占める状況となっており、第6次総量削減計画の推進にあたっては、未処理で排水される生活雑排水対策となる生活排水処理施設の整備推進を中心として、処理施設の維持管理の徹底、高度処理の導入、一般家庭における負荷削減の取組みの実践につなげる普及啓発など、生活排水対策に係る取組みを一層推進していくことが必要である。

また、水質総量規制の制度は、汚濁負荷の削減を通じた閉鎖性海域（大阪湾）の水質改善を目的としたものであり、第6次総量削減計画案の作成にあたり、生活排水対策や産業排水対策などの各種発生源からの汚濁負荷を削減する方策について明らかにするとともに、削減に関し必要な施策として、大阪湾内における浄化作用を促す取組みや、集水域における健全な水循環の回復に関する取組みなど、幅広く施策を盛り込んだ。

大阪湾においては、第5次水質総量規制の開始以降に、森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな『魚庭（なにわ）の海』の回復を図ろうとする大阪湾再生の取組みが進みつつある。第6次総量削減計画で掲げた各種

施策を、この大阪湾再生の取組みと連携して推進することにより、大阪をはじめ近畿の文化を育ててきた「豊かな大阪湾」の再生がさらに加速されることを期待するものである。

なお、水質総量規制に係る今後の検討課題として、次の点を指摘しておく。

総量規制の実施による生活排水や産業排水に起因する負荷量の削減に伴って、今後は、農地や森林等の土地に起因する面的負荷（総量削減計画において「その他」に分類されるもの）の削減対策が、より重要になってくると考える。これら面的負荷の算定に当たっては、原単位法が用いられることが一般的であるが、面的負荷に係る削減対策をよりの確に評価できるよう、個々の対策による削減効果の定量的把握に努め、府域の実態に合わせ原単位を適切に見直すことが必要である。また、合流式下水道を経由する面的負荷の見積もりについての精度向上に努めるとともに、下水道の合流改善の取組みによる効果の定量的把握に努めることも重要である。

大阪湾に流入する陸域からの汚濁負荷量は、これまで大幅に削減されてきたが、内部生産の影響によりCODについては改善が非常に緩やかである。このため、効果的な栄養塩類の削減など、内部生産の抑制方策についての調査研究を進めることが重要である。

大阪湾の水質については、生物処理を中心とする排水処理対策の進展に伴う難分解性物質の流入割合の増加による湾内有機物の質的变化、局所的な貧酸素水塊や青潮発生の一因となる大規模な窪地の存在、外海との海水交換等の複雑な要因が関係している。大阪湾の水環境の状態を正確に捉え、適切な評価を行うため、こうした大阪湾の水質に関係する要因について、科学的知見の集積に努めるとともに、必要な調査研究を進めることが重要である。

< 参考 >

1 審議経過

	開催日	審議事項
第29回 環境審議会	平成17年 11月28日	化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画 及び総量規制基準について（諮問）
第1回部会	平成18年 1月18日	第5次水質総量規制の実施状況等について 第6次水質総量規制の検討項目について 総量規制基準の改定の基本的考え方について 部会審議の進め方について
第2回部会	8月18日	第6次総量削減計画(素案)について 第6次総量規制基準(素案)について
第3回部会	11月9日	第6次総量削減計画(案)について 第6次総量規制基準(案)について
第32回 環境審議会	11月21日	水質規制部会の中間報告について
平成18年12月26日 ～平成19年1月25日		「化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画 (案)及び総量規制基準(案)」に対する府民意見等 を募集
第4回部会	平成19年 2月7日	府民意見の募集結果について 「化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計 画及び総量規制基準」の部会報告について
第33回 環境審議会	3月14日	化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画 及び総量規制基準について（答申）

2 大阪府環境審議会委員・臨時委員(五十音順・敬称略) (平成19年3月14日現在)

大阪府環境審議会委員

(1) 学識経験のある者(28名)

朝 日	稔	(兵庫医科大学名誉教授)
池 田	敏 雄	(関西大学教授)
池 田	知 隆	(毎日新聞社論説委員)
池 田	有 光	(大阪府立大学名誉教授)
石 井	実	(大阪府立大学大学院教授)
内 山	巖 雄	(京都大学大学院教授)
川 本	信 義	(大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長)
熊 井	久 雄	(大阪市立大学名誉教授)
桑 野	園 子	(大阪大学大学院教授)
阪	智 香	(関西学院大学助教授)
酒 井	英 雄	(社団法人大阪府医師会副会長)
笹 川	悦 子	(J A大阪女性協議会副会長)
高 橋	叡 子	(大阪国際文化協会理事長)
辻 本	智 子	(株辻本智子環境デザイン研究所代表取締役)
津留崎	直 美	(大阪弁護士会所属弁護士)
西 山	淳 子	(大阪府立大学教授)
花 嶋	温 子	(大阪産業大学講師)
古 川	光 和	(大阪府森林組合名誉組合長)
槇 村	久 子	(京都女子大学教授)
増 田	昇	(大阪府立大学大学院教授)
益 田	晴 恵	(大阪市立大学大学院助教授)
又 野	淳 子	(財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
松 本	道 弘	(大阪商工会議所常務理事・事務局長)
水 野	稔	(大阪大学大学院教授)
南	努	(大阪府立大学学長)
村 岡	浩 爾	(大阪産業大学客員教授)
山 口	百合子	(大阪交通労働組合特別執行委員)
吉 川	萬里子	(消費生活専門相談員)

(2) 府議会議員（6名）

徳 永 春 好 （自由民主党）
浦 野 靖 人 （自由民主党）
品 川 公 男 （民主党・無所属ネット）
野 田 昌 洋 （公明党）
岸 上 しずき （日本共産党）
坂 本 充 （府民ネットおおさか）

(3) 市町村長（4名）

關 淳 一 （大阪市長）
木 原 敬 介 （堺市長）
阪 口 伸 六 （高石市長）
中 和 博 （能勢町長）

大阪府環境審議会臨時委員

(1) 関係地方行政機関の長（6名）

進 藤 眞 理 （近畿農政局長）
久 貝 卓 （近畿経済産業局長）
布 村 明 彦 （近畿地方整備局長）
島 崎 有 平 （近畿運輸局長）
内 波 謙 一 （第五管区海上保安本部長）
出 江 俊 夫 （近畿地方環境事務所長）

3 水質規制部会委員

氏 名	役 職	備 考
村岡 浩爾	大阪産業大学客員教授（水環境学）	部会長
西山 淳子	大阪府立大学教授（生化学）	
以上 環境審議会委員 計 2 名		
石川 宗孝	大阪工業大学教授（環境工学）	
小田 一紀	大阪市立大学名誉教授（河海工学）	
中島 淳	立命館大学教授（水環境工学）	
以上 環境審議会専門委員 計 3 名		
合 計 5 名		

4 化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画
及び総量規制基準について（諮問）（写）



環 保 第 2 1 8 7 号
平成17年11月28日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画
及び総量規制基準について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第6次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（平成14年7月12日大阪府告示第1194号）の改定について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

総量規制制度は、閉鎖性水域の水質保全を目的として昭和53年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入され、昭和55年の第1次水質総量規制に始まり、以後、平成16年度を目標年度とした第5次水質総量規制まで、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を指定水域として5次にわたり、実施されてきました。

そうした中、中央環境審議会は、平成16年2月の「第6次水質総量規制の在り方について」の諮問を受け、各海域の水環境の状況等に関する検討を行った結果、平成17年5月に、

- ・第5次水質総量規制により、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減対策が進められ、平成16年度の削減目標量は達成される見通しである。
- ・しかしながら、大阪湾等については、環境基準の達成状況は満足できる状況になく、貧酸素水塊の発生も認められ、さらに水環境改善を進める必要がある。
- ・生活排水処理施設の整備、総量規制基準の設定などの対策を進める第6次水質総量規制を平成21年度を目標年度として行うことが適当である。

との答申を行いました。

国においては、これを受けて、来年度当初を目途に、総量削減基本方針の策定、総量規制基準の値の範囲を定める告示の改正を行うとしています。

また、水質汚濁防止法第4条の3第1項並びに第4条の5第1項及び第2項の規定により、関係都府県の知事が、総量削減基本方針を受けて、総量削減計画の策定及びそれに基づく総量規制基準を定めることとされています。

つきましては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第6次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めるものです。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
1		Cco	40				畜産農業(日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。) 統合(2の項)
		Cci	40				
		Ccj	30				
2	畜産農業	Cco	70	70	110	70	畜産農業(日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。) 統合(親)
		Cci	70	70	80	70	
		Ccj	60	60	70	60	
3	天然ガス鉱業	Cco	60	60	70	60	
		Cci	60	60	70	60	
		Ccj	60	60	70	60	
4	非金属鉱業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
5	肉製品製造業	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
6	乳製品製造業	Cco	30	30	50	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	20	20	30	20	
6の項の備考	備考(平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあつては)	Cco	30	30	50	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	30	30	40	30	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cco	40	40	60	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
9	寒天製造業	Cco	80	80	120	80	
		Cci	80	80	100	80	
		Ccj	80	80	100	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cco	30	30	40	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	20	20	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	30	30	40	30	水産練製品製造業 日本標準産業分類との整合
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	20	20	30	20	
11の項の備考		Cco	40				備考(すり身製造工程にあつては) 廃止
		Cci	40				
		Ccj	30				
12	冷凍水産物製造業	Cco	30	30	50	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	20	20	30	20	
12の項の備考		Cco	30				備考(すり身製造工程にあつては) 廃止
		Cci	30				
		Ccj	30				
13	冷凍水産食品製造業	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)	
				下限	上限			
13の項の備考		Cco	30				備考(すり身製造工程にあつては) 廃止	
		Cci	30					
		Ccj	30					
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cco	40	40	60	40	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。) 日本標準産業分類との整合	
		Cci	40	40	50	40		
		Ccj	30	30	40	30		
14の項の備考		Cco	30				備考(すり身製造工程にあつては) 廃止	
		Cci	30					
		Ccj	30					
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cco	40	30	85	30	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 【400㎡未満】	
		Cci	30	30	70	30		
		Ccj	30	30	60	30		
			Cco	30				【400㎡以上】 廃止
			Cci	30				
			Ccj	30				
16	野菜漬物製造業	Cco	40	40	80	40		
		Cci	40	40	60	40		
		Ccj	30	30	40	30		
17	味そ製造業	Cco	70	70	80	70		
		Cci	70	70	80	70		
		Ccj	30	30	50	30		
17の項の備考		Cco	70				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあつては) 廃止	
		Cci	70					
		Ccj	60					
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cco	70	70	80	70		
		Cci	70	70	80	70		
		Ccj	40	40	50	40		
18の項の備考		Cco	70				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあつては) 廃止	
		Cci	70					
		Ccj	60					
19	うま味調味料製造業	Cco	20	20	30	20	化学調味料製造業 日本標準産業分類との整合	
		Cci	20	20	30	20		
		Ccj	20	20	30	20		
20	ソース製造業	Cco	30	30	40	30		
		Cci	30	30	40	30		
		Ccj	30	30	40	30		
21	食酢製造業	Cco	40	40	60	40		
		Cci	40	40	50	40		
		Ccj	30	30	40	30		
22	砂糖精製業	Cco	40	40	80	40		
		Cci	40	40	60	40		
		Ccj	30	30	40	30		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cco	50	50	90	50		
		Cci	50	50	60	50		
		Ccj	30	30	40	30		
24	小麦粉製造業	Cco	30	30	40	30		
		Cci	30	30	40	30		
		Ccj	30	30	40	30		

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
25	パン製造業	Cco	30	30	50	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	20	20	30	20	
25の項の備考		Cco	30				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 廃止
		Cci	30				
		Ccj	30				
26	生菓子製造業	Cco	40	40	60	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
28	米菓製造業	Cco	40	40	60	40	
		Cci	40	40	60	40	
		Ccj	40	40	50	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
29の項の備考		Cco	40				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 廃止
		Cci	40				
		Ccj	40				
30	植物油脂製造業	Cco	40	40	60	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
31	動物油脂製造業	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
32	食用油脂加工業	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	30	30	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cco	110	50	60	50	
		Cci	100	50	60	50	
		Ccj	90	40	50	40	
34	穀類でんぷん製造業	Cco	50	50	60	50	
		Cci	50	50	60	50	
		Ccj	40	40	50	40	
35	めん類製造業	Cco	30	30	70	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	30	30	40	30	
36		Cco	30				こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業 廃止
		Cci	30				
		Ccj	30				
37	豆腐・油揚製造業	Cco	30	30	60	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	30	30	40	30	
38	あん類製造業	Cco	60	60	70	60	
		Cci	60	60	70	60	
		Ccj	40	40	60	40	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)	
				下限	上限			
39	冷凍調理食品製造業	C co	30	30	50	30		
		C ci	20	20	30	20		
		C cj	20	20	30	20		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	C co	30	30	50	30		
		C ci	30	30	40	30		
		C cj	30	30	40	30		
41	清涼飲料製造業	C co	40	20	60	20	清涼飲料製造業 【400㎡未満】	
		C ci	20	20	40	20		
		C cj	20	20	30	20		
			C co	20				【400㎡以上】 廃止
			C ci	20				
			C cj	20				
42	果実酒製造業	C co	30	30	40	30		
		C ci	30	30	40	30		
		C cj	30	30	40	30		
43	ビール製造業	C co	30	30	40	30		
		C ci	30	30	40	30		
		C cj	30	30	40	30		
44	清酒製造業	C co	30	30	70	30		
		C ci	30	30	40	30		
		C cj	30	30	40	30		
45	蒸留酒・混成酒製造業	C co	30	30	60	30		
		C ci	30	30	40	30		
		C cj	20	20	30	20		
45の項の備考		C co	30				備考(平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては) 廃止	
		C ci	30					
		C cj	30					
46	インスタントコーヒー製造業	C co	20	20	30	20		
		C ci	20	20	30	20		
		C cj	20	20	30	20		
47	配合飼料製造業	C co	20	20	30	20		
		C ci	20	20	30	20		
		C cj	20	20	30	20		
48	単体飼料製造業	C co	20	20	30	20		
		C ci	20	20	30	20		
		C cj	20	20	30	20		
49	有機質肥料製造業	C co	20	20	70	20		
		C ci	20	20	30	20		
		C cj	20	20	30	20		
50	たばこ製造業	C co	30	30	40	30		
		C ci	20	20	40	20		
		C cj	20	20	30	20		
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	C co	30	30	60	30	器械生糸製造業 統合(親)	
		C ci	30	30	60	30		
		C cj	30	30	60	30		
52		C co	30				座繰生糸製造業 統合(51の項)	
		C ci	30					
		C cj	30					

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
53		C co	30				玉糸製造業 統合(51の項)
		C ci	30				
		C cj	30				
54		C co	30				生糸製造業(51の項から前項に掲げるものを除く。) 統合(51の項)
		C ci	30				
		C cj	30				
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	C co	80	75	85	75	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの 統合による名称変更
		C ci	80	75	85	75	
		C cj	70	70	80	70	
56		C co	30				繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの 統合(51の項)
		C ci	30				
		C cj	30				
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	C co	90	90	100	90	
		C ci	90	90	100	90	
		C cj	90	90	100	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	C co	45	40	50	45	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	30	30	50	30	
58の項の備考	備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては)	C co	45	40	50	45	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	40	30	50	35	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。) 【400㎡未満】	C co	90	80	120	90	
		C ci	80	80	100	80	
		C cj	80	80	100	80	
	【400㎡以上】	C co	80	80	120	80	
		C ci	80	80	100	80	
		C cj	80	80	100	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C co	90	90	120	90	
		C ci	90	90	100	90	
		C cj	90	90	100	90	
60の項の備考	備考(精練漂白工程にあっては)	C co	110	90	120	110	
		C ci	90	90	100	90	
		C cj	90	90	100	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 【400㎡未満】	C co	90	50	100	80	
		C ci	50	50	80	50	
		C cj	50	50	70	50	
	【400㎡以上】	C co	60	50	100	50	
		C ci	50	50	80	50	
		C cj	50	50	70	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 【400㎡未満】	C co	90	50	100	90	
		C ci	50	50	70	50	
		C cj	50	50	70	50	
	【400㎡以上】	C co	70	50	100	70	
		C ci	50	50	70	50	
		C cj	50	50	70	50	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco	90	90	120	90	
		Cci	90	90	100	90	
		Ccj	80	80	95	80	
63の項の備考		Cco	90				備考(平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては) 廃止
		Cci	90				
		Ccj	90				
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cco	70	70	90	70	
		Cci	70	70	80	70	
		Ccj	60	60	75	60	
65	繊維工業でフィルト製造工程に係るもの	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cco	70	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	30	30	90	30	
		Cci	30	30	70	30	
		Ccj	30	30	50	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cco	40	40	70	40	一般製材業 統合(親)
		Cci	40	40	70	40	
		Ccj	40	40	70	40	
70		Cco	40				木材チップ製造業 統合(69の項)
		Cci	40				
		Ccj	40				
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	Cco	30	30	40	30	合板製造業 統合(親)
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	30	30	40	30	
71の項の備考	備考(接着機洗浄水を循環するものにあつては)	Cco	10	10	30	10	備考(接着機洗浄水を循環するものにあつては) 統合(親)
		Cci	10	10	30	10	
		Ccj	10	10	20	10	
72		Cco	50				パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。) 統合(71の項)
		Cci	50				
		Ccj	50				
72の項の備考		Cco	10				備考(接着機洗浄水循環するものにあつては) 統合(71の項の備考)
		Cci	10				
		Ccj	10				
73		Cco	40				パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの 統合(71の項の備考)
		Cci	40				
		Ccj	40				
74		Cco	40				床柱製造業 廃止
		Cci	40				
		Ccj	40				
75	木材薬品処理業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	C co	70	70	80	70	
		C ci	70	70	80	70	
		C cj	60	60	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	C co	60	60	70	60	
		C ci	60	60	70	60	
		C cj	60	60	70	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	C co	50	50	60	50	
		C ci	50	50	60	50	
		C cj	50	50	60	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C co	140	70	80	70	
		C ci	130	70	80	70	
		C cj	120	70	80	70	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	C co	80	80	90	80	
		C ci	80	80	90	80	
		C cj	80	80	90	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C co	60	60	70	60	
		C ci	50	50	60	50	
		C cj	40	40	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	C co	70	70	100	70	
		C ci	70	70	100	70	
		C cj	60	60	70	60	
82の項の備考	備考(精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては)	C co	80	80	100	80	
		C ci	70	70	100	70	
		C cj	60	60	80	60	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C co	60	60	70	60	
		C ci	60	60	70	60	
		C cj	50	50	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	C co	90	90	130	90	
		C ci	90	90	100	90	
		C cj	80	80	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C co	100	100	110	100	
		C ci	100	100	110	100	
		C cj	70	70	80	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C co	50	50	60	50	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	40	40	50	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C co	30	30	40	30	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C co	50	40	60	50	
		C ci	40	40	60	40	
		C cj	40	40	50	40	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
89	機械すき和紙製造業	C co	60	60	80	60	
		C ci	60	60	80	60	
		C cj	60	60	80	60	
89の項の備考	備考(パルプ製造工程を有するものにあつては)	C co		60	110	60	追加
		C ci		60	90	60	
		C cj		60	80	60	
90	手すき和紙製造業	C co	90	90	100	90	
		C ci	90	90	100	90	
		C cj	80	80	100	80	
91	塗工紙製造業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
92	段ボール製造業	C co	40	20	60	20	
		C ci	40	20	60	20	
		C cj	40	15	30	15	
93	重包装紙袋製造業	C co	70	70	80	70	
		C ci	70	70	80	70	
		C cj	70	70	80	70	
94	セロファン製造業	C co	40	25	40	25	
		C ci	40	25	40	25	
		C cj	40	15	40	15	
95	乾式法による繊維板製造業	C co	40	40	50	40	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	40	40	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	C co	80	80	90	80	
		C ci	80	80	90	80	
		C cj	60	60	70	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	C co	30	30	50	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	
98		C co	50				新聞業
		C ci	50				統合(100の項)
		C cj	50				
99		C co	50				出版業
		C ci	50				統合(100の項)
		C cj	50				
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	C co	50	50	80	50	印刷業
		C ci	50	50	70	50	統合(親)
		C cj	50	50	70	50	
101	製版業	C co	50	50	60	50	
		C ci	50	50	60	50	
		C cj	50	50	60	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C co	50	30	50	40	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	
103	複合肥料製造業	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	
105	ソーダ工業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
106	電炉工業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
107	無機顔料製造業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
107の項の備考	備考(黄鉛製造工程を有するものあっては)	C co	60	60	70	60	
		C ci	60	60	70	60	
		C cj	50	50	60	50	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	C co	30	20	40	20	
		C ci	20	20	40	20	
		C cj	20	20	30	20	
108の項の備考(1)	備考(硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては)	C co	70	40	50	40	
		C ci	70	40	50	40	
		C cj	60	40	50	40	
108の項の備考(2)	備考(希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては)	C co	50	50	60	50	
		C ci	50	50	60	50	
		C cj	50	50	60	50	
108の項の備考(3)		C co	70				備考(ハイドロサルファイト製造工程にあっては)
		C ci	70				
		C cj	70				廃止
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	C co	60	60	90	60	
		C ci	60	60	80	60	
		C cj	40	40	50	40	
109の項の備考(1)	備考(青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては)	C co	210	210	220	210	
		C ci	210	210	220	210	
		C cj	190	190	210	190	
109の項の備考(2)	備考(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては)	C co	100	100	110	100	
		C ci	80	80	90	80	
		C cj	80	80	90	80	
109の項の備考(3)	備考(エピクロルヒドリン製造工程にあっては)	C co	140	140	150	140	
		C ci	130	130	150	130	
		C cj	130	130	150	130	
109の項の備考(4)		C co	60				備考(平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては)
		C ci	60				
		C cj	50				廃止
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	C co	50	50	60	50	
		C ci	50	50	60	50	
		C cj	30	30	40	30	
110の項の備考(1)	備考(合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては)	C co	190	190	200	190	
		C ci	190	190	200	190	
		C cj	180	180	190	180	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
110の項の備考(2)		Cco	50				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 廃止
		Cci	50				
		Ccj	50				
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cco	30	30	40	30	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
111の項の備考(1)	備考(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては)	Cco	70	70	80	70	
		Cci	70	70	80	70	
		Ccj	70	70	80	70	
111の項の備考(2)		Cco	50				備考(硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては) 廃止
		Cci	50				
		Ccj	50				
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
112の項の備考(1)	備考(乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては)	Cco	50	50	60	50	
		Cci	50	50	60	50	
		Ccj	50	50	60	50	
112の項の備考(2)	備考(クロロブレンゴム製造工程にあっては)	Cco	130	130	140	130	
		Cci	130	130	140	130	
		Ccj	130	130	140	130	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	Cco	50	50	60	50	
		Cci	50	50	60	50	
		Ccj	50	50	60	50	
113の項の備考(1)	備考(有機ゴム薬品製造工程にあっては)	Cco	270	270	280	270	
		Cci	260	260	270	260	
		Ccj	260	260	270	260	
113の項の備考(2)	備考(有機農薬原体製造工程にあっては)	Cco	180	180	190	180	
		Cci	180	180	190	180	
		Ccj	160	160	170	160	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	60	60	70	60	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
114の項の備考		Cco	60				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 廃止
		Cci	40				
		Ccj	60				
115	脂肪族系中間物製造業	Cco	70	60	70	60	
		Cci	60	60	70	60	
		Ccj	50	50	60	50	
115の備考(1)	備考(靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては)	Cco	210	210	540	210	
		Cci	210	210	220	210	
		Ccj	190	190	210	190	
115の備考(2)	備考(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては)	Cco	100	100	110	100	
		Cci	80	80	100	80	
		Ccj	80	80	100	80	
115の備考(3)	備考(エピクロルヒドリン製造工程にあっては)	Cco	140	140	150	140	
		Cci	130	130	140	130	
		Ccj	130	130	140	130	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)	
				下限	上限			
115の備考(4)		C co	70				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 廃止	
		C ci	60					
		C cj	60					
116	メタン誘導品製造業	C co	30	30	40	30		
		C ci	30	30	40	30		
		C cj	20	20	30	20		
117	発酵工業	C co	120	120	130	120		
		C ci	110	110	120	110		
		C cj	110	110	120	110		
118	コーラル製品製造業	C co	120	120	130	120		
		C ci	120	120	130	120		
		C cj	120	120	130	120		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C co	100	50	100	50	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業【400㎡未満】	
		C ci	50	50	80	50		
		C cj	30	30	40	30		
			C co	50				【400㎡以上】 廃止
			C ci	50				
			C cj	30				
119の項の備考(1)	備考(合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては)	C co	190	190	200	190		
		C ci	190	190	200	190		
		C cj	190	190	200	190		
119の項の備考(2)		C co	100				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 【400㎡未満】 廃止	
		C ci	50					
		C cj	50					
119の項の備考(2)		C co	50				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 【400㎡以上】 廃止	
		C ci	50					
		C cj	50					
120	プラスチック製造業	C co	30	30	40	30		
		C ci	20	20	30	20		
		C cj	20	20	30	20		
120の項の備考(1)	備考(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては)	C co	70	70	80	70		
		C ci	50	50	70	50		
		C cj	50	50	70	50		
120の項の備考(2)	備考(硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては)	C co	60	60	70	60		
		C ci	60	60	70	60		
		C cj	50	50	60	50		
121	合成ゴム製造業	C co	40	40	50	40		
		C ci	40	40	50	40		
		C cj	40	40	50	40		
121の項の備考(1)	備考(乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては)	C co	70	70	80	70		
		C ci	70	70	80	70		
		C cj	70	70	80	70		
121の項の備考(2)	備考(クロロブレンゴム製造工程にあっては)	C co	130	130	140	130		
		C ci	130	130	140	130		
		C cj	130	130	140	130		
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C co	50	50	90	50		
		C ci	50	50	90	50		
		C cj	50	50	80	50		

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
122の項の備考(1)	備考(有機ゴム薬品製造工程にあつては)	C co	280	280	290	280	
		C ci	270	270	280	270	
		C cj	270	270	280	270	
122の項の備考(2)	備考(有機農薬原体製造工程にあつては)	C co	180	180	240	180	
		C ci	180	180	210	180	
		C cj	160	160	170	160	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C co	50	50	60	50	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	20	20	30	20	
123の項の備考		C co	50				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあつては) 廃止
		C ci	30				
		C cj	30				
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	
125	合成繊維製造業	C co	30	30	40	30	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
125の項の備考	備考(アクリル系繊維製造工程にあつては)	C co	60	60	70	60	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	30	30	50	30	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C co	40	40	50	40	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	30	30	40	30	
126の項の備考		C co	40				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあつては) 廃止
		C ci	40				
		C cj	40				
127	石けん・合成洗剤製造業	C co	20	10	20	20	
		C ci	10	10	15	10	
		C cj	10	10	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	C co	40	40	50	40	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	40	40	50	40	
129	塗料製造業	C co	40	40	50	40	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	40	40	50	40	
130	印刷インキ製造業	C co	40	40	50	40	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	30	30	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	C co	70	70	100	70	
		C ci	70	70	90	70	
		C cj	60	60	70	60	
131の項の備考	備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあつては)	C co	70	70	100	70	
		C ci	70	70	90	70	
		C cj	70	70	90	70	
132	医薬品製剤製造業	C co	30	30	80	30	
		C ci	30	30	60	30	
		C cj	30	30	40	30	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
132の項の備考		C co	30				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては) 廃止
		C ci	30				
		C cj	30				
133	生物学的製剤製造業	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	C co	20	20	30	20	生薬製造業 日本標準産業分類との整合
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
135	動物用医薬品製造業	C co	60	60	70	60	
		C ci	60	60	70	60	
		C cj	50	50	60	50	
136	火薬類製造業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
136の項の備考	備考(硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては)	C co	60	60	70	60	
		C ci	60	60	70	60	
		C cj	50	50	60	50	
137	農薬製造業	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	20	20	30	20	
138	合成香料製造業	C co	120	120	130	120	
		C ci	110	110	120	110	
		C cj	110	110	120	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	20	20	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	20	20	30	20	
141		C co	100				にかわ製造業 統合(142の項)
		C ci	100				
		C cj	80				
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C co	30	20	40	20	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。) 統合(親)
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
142の項の備考		C co	100				備考(にかわ製造工程にあっては) 廃止
		C ci	100				
		C cj	100				
143	写真感光材料製造業	C co	10	10	15	10	
		C ci	10	10	15	10	
		C cj	10	10	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C co	40	40	50	40	
		C ci	40	40	50	40	
		C cj	40	40	50	40	
145	イオン交換樹脂製造業	C co	170	170	180	170	
		C ci	170	170	180	170	
		C cj	130	130	140	130	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	40	40	70	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
147	石油精製業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
147の項の備考	備考(潤滑油製造工程を有するものにあつては)	Cco	30	30	40	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	30	30	40	30	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	30	30	40	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	30	30	40	30	
148の項の備考	備考(硫酸洗浄工程を有するものにあつては)	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
149	コークス製造業	Cco	180	180	190	180	
		Cci	180	180	190	180	
		Ccj	90	90	100	90	
149の項の備考		Cco	180				備考(平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあつては) 廃止
		Cci	180				
		Ccj	120				
150	石油コークス製造業	Cco	70	70	80	70	
		Cci	70	70	80	70	
		Ccj	50	50	60	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cco	10	10	20	10	
		Cci	10	10	15	10	
		Ccj	10	10	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	Cco	60	60	70	60	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	40	40	50	40	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cco	20	20	50	20	
		Cci	20	20	40	20	
		Ccj	20	20	40	20	
154	なめしかわ製造業	Cco	100	100	110	100	
		Cci	100	100	110	100	
		Ccj	100	100	110	100	
155	毛皮製造業	Cco	100	50	60	50	
		Cci	100	50	60	50	
		Ccj	100	50	60	50	
156	板ガラス製造業	Cco	10	10	20	10	
		Cci	10	10	20	10	
		Ccj	10	10	20	10	
157	板ガラス加工業	Cco	20	10	20	10	
		Cci	10	10	20	10	
		Ccj	10	10	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	Cco	10	10	20	10	
		Cci	10	10	20	10	
		Ccj	10	10	20	10	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
159	ガラス容器製造業	C co	10	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C co	10	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C co	10	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	C co	50	50	60	50	
		C ci	50	50	60	50	
		C cj	50	50	60	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	C co	10	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
165	生コンクリート製造業	C co	10	10	15	10	
		C ci	10	10	15	10	
		C cj	10	10	15	10	
166	コンクリート製品製造業	C co	10	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C co	10	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
168	黒鉛電極製造業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
169	砕石製造業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
171		C co	10				模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)
		C ci	10				
		C cj	10				廃止
172	うわ薬製造業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
173	高炉による製鉄業	C co	20	10	20	10	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業
		C ci	20	10	20	10	
		C cj	10	10	15	10	統合(親)
173の項の備考	備考(コークス炉を有するものにあつては)	C co	40	40	50	40	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	30	30	40	30	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
174		Cco	20				製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 統合(173の項)
		Cci	20				
		Ccj	20				
175	フェロアロイ製造業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	10	10	20	10	
		Cci	10	10	20	10	
		Ccj	10	10	20	10	
177		Cco	20				転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業 統合(178の項)
		Cci	20				
		Ccj	20				
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	Cco	20	20	30	20	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業 統合(親)
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
182	鋼管製造業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
183	伸鉄業	Cco	20	10	20	10	
		Cci	10	10	20	10	
		Ccj	10	10	20	10	
184	磨棒鋼製造業	Cco	20	10	20	10	
		Cci	10	10	15	10	
		Ccj	10	10	15	10	
185	引抜鋼管製造業	Cco	20	10	20	10	
		Cci	10	10	15	10	
		Ccj	10	10	15	10	
186	伸線業	Cco	30	10	30	25	
		Cci	20	10	20	15	
		Ccj	10	10	20	10	
187	ブリキ製造業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
188	亜鉛鉄板製造業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
189	めっき鋼管製造業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
190	めっき鉄鋼線製造業	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	C co	20	10	20	20	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
192	鍛鋼製造業	C co	20	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
193	鍛工品製造業	C co	20	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
194	鋳鋼製造業	C co	20	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
195	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	C co	20	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
196	鋳鉄管製造業	C co	20	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	C co	20	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
198	鉄粉製造業	C co	20	10	15	10	
		C ci	10	10	15	10	
		C cj	10	10	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	C co	20	10	20	10	
		C ci	10	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
200	非鉄金属製造業	C co	20	10	30	15	
		C ci	20	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
201	電気めっき業	C co	40	40	60	40	
		C ci	40	40	60	40	
		C cj	40	40	50	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。) 【400m ³ 未満】	C co	30	10	30	25	
		C ci	20	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
	【400m ³ 以上】	C co	20	10	30	15	
		C ci	20	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	
203	一般機械器具製造業 【400m ³ 未満】	C co	30	10	30	30	
		C ci	20	10	20	20	
		C cj	10	10	20	10	
	【400m ³ 以上】	C co	20	10	30	15	
		C ci	20	10	20	10	
		C cj	10	10	20	10	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
204	プリント回路製造業	C co	40	20	40	25	プリント配線基板製造業 日本標準産業分類との整合
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	C co	20	10	30	15	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。) 日本標準産業分類との整合
		C ci	20	10	30	10	
		C cj	10	10	30	10	
206	輸送用機械器具製造業	C co	20	10	30	20	
		C ci	20	10	30	20	
		C cj	10	10	30	10	
207	精密機械器具製造業	C co	20	10	25	10	
		C ci	20	10	15	10	
		C cj	10	10	15	10	
208	ガス製造工場	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
208の項の備考		C co	90				備考(石炭ガス製造工程を有するもの) 廃止
		C ci	90				
		C cj	70				
209	下水道業	C co	20	20	60	20	
		C ci	20	20	40	20	
		C cj	20	20	40	20	
209の項の備考(1)	備考(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては)	C co	15	10	30	15	
		C ci	15	10	30	15	
		C cj	15	10	30	15	
209の項の備考(2)	備考(高濃度のCODを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては)	C co	25	20	60	20	備考(大阪市此花下水処理場、大阪市十八条下水処理場、堺市三宝下水処理場、泉大津市汐見下水処理場)
		C ci	25	20	40	20	
		C cj	25	20	40	20	
210	空瓶卸売業	C co	30	30	40	30	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	C co	30	30	40	30	
		C ci	30	30	40	30	
		C cj	20	20	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C co	50	50	80	50	
		C ci	40	40	60	40	
		C cj	30	30	50	30	
213	飲食店	C co	50	50	70	50	
		C ci	40	40	60	40	
		C cj	30	30	40	30	
213の項の備考	備考(平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては)	C co		30	30	30	追加
		C ci		30	30	30	
		C cj		30	30	30	
214	宿泊業	C co	50	50	70	50	旅館業 日本標準産業分類との整合
		C ci	40	40	60	40	
		C cj	30	30	40	30	
214の項の備考	備考(平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては)	C co		30	30	30	追加
		C ci		30	30	30	
		C cj		30	30	30	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)	
				下限	上限			
215	リネンサプライ業 【400㎡未満】	Cco	50	40	60	50		
		Cci	40	40	50	40		
		Ccj	30	30	40	30		
	【400㎡以上】	Cco	40	40	60	40		
		Cci	40	40	50	40		
		Ccj	30	30	40	30		
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 【400㎡未満】	Cco	50	40	60	50		
		Cci	40	40	50	40		
		Ccj	30	30	40	30		
	【400㎡以上】	Cco	40	40	60	40		
		Cci	40	40	50	40		
		Ccj	30	30	40	30		
217		Cco	60				商業写真業 統合(218の項)	
		Cci	60					
		Ccj	60					
218	写真業(写真現像・焼付業を含む)	Cco	60	60	80	60	写真業(前項に掲げるものを除く。) 統合(親)	
		Cci	60	60	70	60		
		Ccj	60	60	70	60		
219	自動車整備業	Cco	30	20	30	20		
		Cci	20	20	30	20		
		Ccj	20	20	30	20		
220	病院	Cco	35	30	60	30		
		Cci	30	30	40	30		
		Ccj	30	30	40	30		
220の項の備考	備考(平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては)	Cco		30	30	30	追加	
Cci		30	30	30				
Ccj		30	30	30				
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	Cco	30	30	70	30	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以上のものに限る)	
		Cci	30	30	50	30		
		Ccj	30	30	50	30		
221の項の備考(1)	備考(し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5000人以下のものにあつては)	Cco	40	40	70	40	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5000人以下501人以上のものに限る)	
		Cci	30	30	50	30		
		Ccj	30	30	50	30		
			Cco	60				備考(単独処理浄化槽にあつては) 統合(221の備考(6))
			Cci	40				
			Ccj	30				
221の項の備考(2)	備考(備考(1)のうち、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては)	Cco	40	40	80	40		
		Cci	40	40	80	40		
		Ccj	30	30	50	30		
221の項の備考(3)	備考(整理番号221の項の第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cco		10	40	25	追加	
		Cci		10	40	25		
		Ccj		10	40	25		

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
221の項の備考(4)	備考(平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては)	Cco		30	30	30	追加
		Cci		30	30	30	
		Ccj		30	30	30	
221の項の備考(5)	備考(備考(4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cco		10	25	25	追加
		Cci		10	25	25	
		Ccj		10	25	25	
221の項の備考(6)	備考(単独処理浄化槽にあつては)	Cco	40	30	70	40	統合(親)
		Cci	30	30	50	30	
		Ccj	30	30	50	30	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cco	50	50	80	50	
		Cci	50	50	80	50	
		Ccj	40	30	60	30	
222の項の備考(1)	備考(昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては)	Cco	70	70	90	70	
		Cci	70	70	90	70	
		Ccj	40	40	80	40	
222の項の備考(2)	備考(平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては)	Cco		30	30	30	追加
		Cci		30	30	30	
		Ccj		30	30	30	
222の項の備考(3)		Cco	80				備考(単独処理浄化槽にあつては)
		Cci	70				
		Ccj	40				
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cco	40	40	60	40	
		Cci	30	30	50	30	
		Ccj	20	20	40	20	
223の項の備考(1)	備考(日平均排水量が3000m3未満のものにあつては)	Cco	50	50	60	50	
		Cci	30	30	50	30	
		Ccj	20	20	40	20	
223の項の備考(2)	備考(昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては)	Cco	50	40	60	40	
		Cci	40	40	60	40	
		Ccj	20	20	40	20	
223の項の備考(3)	備考(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cco		10	50	25	追加
		Cci		10	50	20	
		Ccj		10	40	15	
224	ごみ処理業	Cco	30	30	70	30	
		Cci	30	30	40	30	
		Ccj	30	30	40	30	
225	廃油処理業	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	20	20	30	20	
		Cci	20	20	30	20	
		Ccj	20	20	30	20	
227	死亡獣畜取扱業	Cco	40	40	50	40	
		Cci	40	40	50	40	
		Ccj	20	40	50	40	

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
228	と畜場	C co	40	40	60	40	
		C ci	40	40	60	40	
		C cj	40	40	50	40	
229	中央卸売市場	C co	20	20	30	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
230	地方卸売市場	C co	20	20	40	20	
		C ci	20	20	30	20	
		C cj	20	20	30	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	C co	25	20	50	25	
		C ci	20	20	35	20	
		C cj	20	20	30	20	
232(1)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 食料品製造業	C co	30	10	120	25	
		C ci	30	10	90	25	
		C cj	30	10	90	25	
232(2)		C co	10				1の項から前項までに分類されないもの 家具・装備品製造業 統合(232(4)の項)
		C ci	10				
		C cj	10				
232(3)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 窯業・土石製品製造業	C co	10	10	120	10	
		C ci	10	10	90	10	
		C cj	10	10	90	10	
232(4)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの その他の製造業	C co	10	10	120	10	統合(親)
		C ci	10	10	90	10	
		C cj	10	10	90	10	
232(5)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 鉄道業及び道路旅客運送業	C co	20	10	120	20	
		C ci	20	10	90	15	
		C cj	20	10	90	15	
232(6)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 上水道業及び工業用水道業	C co	10	10	120	10	
		C ci	10	10	90	10	
		C cj	10	10	90	10	
232(7)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの ドラムかん洗浄業	C co	10	10	120	10	
		C ci	10	10	90	10	
		C cj	10	10	90	10	
232(8)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 共同処理場	C co	20	10	120	20	
		C ci	20	10	90	20	
		C cj	20	10	90	20	
232(9)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 400㎡未満の指定地域内事業場のし尿又は雑排水	C co	60	10	120	60	
		C ci	30	10	90	30	
		C cj	30	10	90	30	
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 400㎡以上の指定地域内事業場のし尿又は雑排水	C co	40	10	120	40	
		C ci	30	10	90	30	
		C cj	30	10	90	30	
232(10)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 以上に分類されないもの	C co	40	10	120	40	
		C ci	20	10	90	20	
		C cj	20	10	90	20	

：第5次C値から強化したもの

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
1		Cno	60				畜産農業(日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。) 統合(2の項)
		Cni	60				
2	畜産農業	Cno	60	60	200	60	畜産農業(日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。) 統合(親)
		Cni	60	60	70	60	
3	天然ガス鉱業	Cno	60	60	150	60	
		Cni	60	60	70	60	
4	非金属鉱業	Cno	25	10	15	10	
		Cni	15	10	15	10	
5	肉製品製造業	Cno	35	25	50	35	
		Cni	10	10	25	10	
6	乳製品製造業	Cno	20	15	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cno	30	30	40	30	
		Cni	10	10	20	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
9	寒天製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	45	25	35	25	水産練製品製造業 日本標準産業分類との整合
		Cni	10	10	20	10	
12	冷凍水産物製造業	Cno	45	25	55	25	
		Cni	10	10	15	10	
13	冷凍水産食品製造業	Cno	45	30	55	30	
		Cni	10	10	40	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cno	45	25	50	40	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。) 日本標準産業分類との整合
		Cni	10	10	30	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cno	30	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
16	野菜漬物製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
17	味そ製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cno	45	25	120	25	
		Cni	10	10	35	10	
19	うま味調味料製造業	Cno	20	20	30	20	化学調味料製造業 日本標準産業分類との整合
		Cni	10	10	20	10	
20	ソース製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
21	食酢製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
22	砂糖精製業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	15	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
24	小麦粉製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
25	パン製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
26	生菓子製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	15	10	
28	米菓製造業	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	15	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	15	10	
30	植物油脂製造業	Cno	20	10	20	10	
		Cni	10	10	15	10	
31	動物油脂製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
32	食用油脂加工業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	15	10	
35	めん類製造業	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	20	10	
36		Cno	20				こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業 廃止
		Cni	10				
37	豆腐・油揚製造業	Cno	30	20	40	30	
		Cni	10	10	25	10	
38	あん類製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	Cno	30	20	35	20	
		Cni	10	10	20	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
41	清涼飲料製造業	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	15	10	
42	果実酒製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	20	10	
43	ビール製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
44	清酒製造業	Cno	20	10	20	10	
		Cni	10	10	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
47	配合飼料製造業	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
48	単体飼料製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	20	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
49	有機質肥料製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	20	10	
50	たばこ製造業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cno	20	20	30	20	器械生糸製造業 統合(親)
		Cni	10	10	20	10	
52		Cno	20				座繰生糸製造業 統合(51の項)
		Cni	10				
53		Cno	20				玉糸製造業 統合(51の項)
		Cni	10				
54		Cno	20				生糸製造業(51の項から前項に掲げるものを除く。) 統合(51の項)
		Cni	10				
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cno	20	20	30	20	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの 統合による名称変更
		Cni	10	10	15	10	
56		Cno	20				繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの 統合(51の項)
		Cni	10				
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。))を含む。)に係るもの	Cno	25	10	20	10	
		Cni	10	10	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cno	25	10	30	10	
		Cni	10	10	15	10	
59の項の備考	備考(綿織物捺染工程にあつては)	Cno	60	60	80	60	
		Cni	10	10	55	10	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	25	20	30	25	
		Cni	10	10	20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	25	15	25	25	
		Cni	10	10	15	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	25	10	30	25	
		Cni	10	10	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	25	20	30	25	
		Cni	10	10	20	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	20	10	
65	繊維工業でフィルト製造工程に係るもの	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cno	30	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cno	30	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20	15	25	15	
		Cni	10	10	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cno	20	20	30	20	一般製材業
		Cni	10	10	25	10	統合(親)
70		Cno	20				木材チップ製造業
		Cni	10				統合(69の項)
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	Cno	20	10	25	10	合板製造業
		Cni	10	10	20	10	統合(親)
72		Cno	30				パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)
		Cni	10				統合(71の項)
73		Cno	20				パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの
		Cni	10				統合(71の項)
74		Cno	20				床柱製造業
		Cni	10				廃止
75	木材薬品処理業	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	15	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセメキカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセメキカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセメキカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
89	機械すき和紙製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
90	手すき和紙製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
91	塗工紙製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
92	段ボール製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
93	重包装紙袋製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
94	セロファン製造業	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	15	10	
95	乾式法による繊維板製造業	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	15	25	15	
		C ni	10	10	15	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
98		C no	20				新聞業
		C ni	10				統合(100の項)
99		C no	20				出版業
		C ni	10				統合(100の項)
100	印刷業	C no	30	20	30	25	印刷業
		C ni	10	10	25	10	統合(親)
101	製版業	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C no	15	15	25	15	
		C ni	10	10	15	10	
102の項の備考(1)	備考(アンモニア製造工程にあっては)	C no	150	40	150	150	
		C ni	30	30	40	30	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
102の項の備考(2)	備考(アンモニア誘導品製造工程にあつては)	Cno	200	200	210	200	
		Cni	200	200	210	200	
102の項の備考(3)	備考(尿素製造工程にあつては)	Cno	1500	1100	1200	1100	
		Cni	1500	1100	1200	1100	
103	複合肥料製造業	Cno	15	15	35	15	
		Cni	10	10	15	10	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
105	ソーダ工業	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
106	電炉工業	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
107	無機顔料製造業	Cno	60	25	40	25	
		Cni	40	20	30	20	
107の項の備考	備考(黄鉛顔料製造工程にあつては)	Cno	700	50	700	50	
		Cni	40	40	600	40	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	50	20	50	25	
		Cni	40	10	40	25	
108の項の備考(1)	備考(バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。))にあつては)	Cno	5300	50	6000	5300	備考(バナジウム化合物製造工程にあつては) 暫定排水基準業種との整合
		Cni	40	40	6000	40	
108の項の備考(2)	備考(酸化コバルト製造工程にあつては)	Cno		50	750	50	追加
		Cni		40	750	40	
108の項の備考(3)	備考(モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。))にあつては)	Cno		50	6000	50	追加
		Cni		40	6000	40	
108の項の備考(4)	備考(イットリウム酸化物製造工程にあつては)	Cno		50	150	50	追加
		Cni		40	150	40	
108の項の備考(5)	備考(酸化銀製造工程にあつては)	Cno		50	210	50	追加
		Cni		40	210	40	
108の項の備考(6)	備考(酸化ジルコニウム製造工程にあつては)	Cno		50	230	50	追加
		Cni		40	230	40	
108の項の備考(7)	備考(窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては)	Cno	100	50	160	100	
		Cni	40	40	60	40	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cno	15	15	60	15	
		Cni	10	10	15	10	
109の項の備考	備考(窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	50	50	240	50	
		Cni	40	40	50	40	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cno	15	15	30	15	
		Cni	10	10	25	10	
110の項の備考	備考(窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	60	15	60	15	
		Cni	50	10	30	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cno	15	15	60	15	
		Cni	10	10	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
112の項の備考	備考(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては)	Cno	50	50	145	50	
		Cni	40	15	40	40	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	Cno	15	15	40	15	
		Cni	10	10	15	10	
113の項の備考	備考(窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	20	15	55	15	
		Cni	15	10	30	10	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	20	10	
115	脂肪族系中間物製造業	Cno	30	15	35	15	
		Cni	10	10	15	10	
115の項の備考(1)	備考(窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	60	45	120	60	
		Cni	40	20	40	40	
115の項の備考(2)	備考(青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては)	Cno	2750	300	2750	1800	
		Cni	500	300	500	500	
116	メタン誘導品製造業	Cno	60	15	60	60	
		Cni	10	10	15	10	
117	発酵工業	Cno	15	15	55	15	
		Cni	10	10	20	10	
118	コールタール製品製造業	Cno	1000	330	530	330	
		Cni	1000	170	410	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cno	15	15	55	15	
		Cni	10	10	15	10	
119の項の備考	備考(窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	60	30	100	30	
		Cni	50	10	50	10	
120	プラスチック製造業	Cno	15	10	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
120の項の備考	備考(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては)	Cno	50	20	70	20	
		Cni	40	10	35	10	
121	合成ゴム製造業	Cno	15	15	45	15	
		Cni	10	10	15	10	
121の項の備考	備考(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては)	Cno	50	40	100	40	
		Cni	40	20	40	20	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	60	15	70	15	
		Cni	10	10	15	10	
122の項の備考(1)	備考(窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	20	20	85	20	
		Cni	15	15	35	15	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次 大阪府 のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
122の項の 備考(2)	備考(イソシアヌル酸及びその誘導品製造 工程にあつては)	Cno	20	20	210	20	
		Cni	15	15	30	15	
122の項の 備考(3)	備考(メラミン製造工程にあつては)	Cno	1500	850	1500	1400	
		Cni	1500	850	1500	850	
122の項の 備考(4)	備考(化学発泡剤製造工程(尿素を原料と して使用するものに限る。))にあつては)	Cno	20	15	200	15	
		Cni	10	10	35	10	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨ ンの製造に係るもの	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセ テートの製造に係るもの	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	20	10	
125	合成繊維製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
125の項の 備考	備考(窒素又はその化合物を原料として使 用するものにあつては)	Cno	50	50	60	50	
		Cni	40	35	50	35	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cno	15	10	30	10	
		Cni	10	10	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除 く。)	Cno	55	15	55	25	
		Cni	10	10	15	10	
129	塗料製造業	Cno	30	15	30	30	
		Cni	10	10	15	10	
130	印刷インキ製造業	Cno	30	15	30	30	
		Cni	10	10	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cno	15	15	45	15	
		Cni	10	10	15	10	
131の項の 備考	備考(医薬品原薬製造工程(窒素又はその 化合物を原料として使用するものに限 る。))にあつては)	Cno	25	25	120	25	
		Cni	20	20	30	20	
132	医薬品製剤製造業	Cno	20	10	20	10	
		Cni	10	10	15	10	
133	生物学的製剤製造業	Cno	15	10	20	10	
		Cni	10	10	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cno	15	15	25	15	生薬製造業 日本標準産業分類との整合
		Cni	10	10	15	10	
135	動物用医薬品製造業	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
136	火薬類製造業	Cno	15	15	65	15	
		Cni	10	10	20	10	
137	農薬製造業	Cno	15	15	70	15	
		Cni	10	10	15	10	
138	合成香料製造業	Cno	15	15	35	15	
		Cni	10	10	20	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造 業	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
141		Cno	15				にかわ製造業
		Cni	10				統合(142の項)

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C no	15	15	25	15	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。) 統合(親)
		C ni	10	10	15	10	
143	写真感光材料製造業	C no	15	15	25	15	
		C ni	10	10	20	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C no	15	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	C no	15	15	25	15	
		C ni	10	10	15	10	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	35	15	55	35	
		C ni	10	10	20	10	
147	石油精製業	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	20	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	15	10	
149	コークス製造業	C no	600	500	950	600	
		C ni	400	320	400	320	
150	石油コークス製造業	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C no	20	15	25	15	
		C ni	10	10	15	10	
154	なめしかわ製造業	C no	20	20	75	20	
		C ni	10	10	15	10	
155	毛皮製造業	C no	20	10	20	10	
		C ni	10	10	20	10	
156	板ガラス製造業	C no	20	10	20	10	
		C ni	10	10	15	10	
157	板ガラス加工業	C no	20	10	20	10	
		C ni	10	10	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	C no	20	10	20	10	
		C ni	10	10	15	10	
159	ガラス容器製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C no	20	10	15	10	
		C ni	10	10	15	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	C no	20	15	25	15	
		C ni	10	10	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	20	30	20	
		C ni	10	10	15	10	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	20	10	25	10	
		C ni	10	10	15	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値			6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
			下限	上限					
165	生コンクリート製造業	Cno	20	10	15		10		
		Cni	10	10	15		10		
166	コンクリート製品製造業	Cno	20	10	15		10		
		Cni	10	10	15		10		
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cno	20	10	20		10		
		Cni	10	10	15		10		
168	黒鉛電極製造業	Cno	20	10	15		10		
		Cni	10	10	15		10		
169	砕石製造業	Cno	20	10	15		10		
		Cni	10	10	15		10		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cno	20	10	25		10		
		Cni	10	10	20		10		
171		Cno	20					模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。) 廃止	
		Cni	10						
172	うわ薬製造業	Cno	20	10	15		10		
		Cni	10	10	15		10		
173	高炉による製鉄業	Cno	15	10	20		15	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 統合(親)	
		Cni	10	10	15		10		
173の項の備考(1)	備考(コークス製造工程にあつては)	Cno	950	500	950		500		
		Cni	400	320	400		320		
173の項の備考(2)	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	55	55	100		55		
		Cni	40	40	50		40		
174		Cno	15					製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 統合(173の項)	
		Cni	10						
174の項の備考		Cno	55					備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの) 廃止	
		Cni	40						
175	フェロアロイ製造業	Cno	15	15	25		15		
		Cni	10	10	15		10		
175の項の備考		Cno	55					備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの) 廃止	
		Cni	40						
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	10	15		10		
		Cni	10	10	15		10		
176の項の備考		Cno	55					備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの) 廃止	
		Cni	40						
177		Cno	15					転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業 統合(178の項)	
		Cni	10						
177の項の備考		Cno	55					備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの) 統合(178の項の備考)	
		Cni	40						
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	Cno	15	15	25		15	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業 統合(親)	
		Cni	10	10	15		10		
178の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	55	55	100		55	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの) 統合(親)	
		Cni	40	40	50		40		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cno	15	15	25		15		
		Cni	10	10	15		10		

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大 阪府のC 値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
179の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	55	55	100	55	
		Cni	40	40	50	40	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
180の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	60	55	100	55	
		Cni	40	40	50	40	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
181の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	55	55	65	55	
		Cni	40	40	50	40	
182	鋼管製造業	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
182	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	60	55	65	55	
		Cni	40	40	50	40	
183	伸鉄業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
183の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	55	55	65	55	
		Cni	40	40	50	40	
184	磨棒鋼製造業	Cno	25	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
184の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	60	45	55	45	
		Cni	40	40	50	40	
185	引抜鋼管製造業	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
185の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	60	55	65	55	
		Cni	40	40	50	40	
186	伸線業	Cno	15	15	40	15	
		Cni	10	10	15	10	
186の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	60	55	65	55	
		Cni	40	40	50	40	
187	ブリキ製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
187の項の備考		Cno	55				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
188	亜鉛鉄板製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
188の項の備考		Cno	60				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
189	めっき鋼管製造業	Cno	15	15	50	15	
		Cni	10	10	15	10	
189の項の備考		Cno	60				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
190	めっき鉄鋼線製造業	Cno	15	15	50	15	
		Cni	10	10	15	10	
190の項の備考		Cno	60				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	10	55	10	
		Cni	10	10	15	10	
191の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	60	55	65	55	
		Cni	40	40	50	40	
192	鍛鋼製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
192の項の備考		Cno	60				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
193	鍛工品製造業	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
193の項の備考		Cno	55				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
194	鋳鋼製造業	Cno	15	10	20	10	
		Cni	10	10	15	10	
194の項の備考		Cno	55				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
195	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
195の項の備考		Cno	55				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
196	鋳鉄管製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
196の項の備考		Cno	60				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
197	可鍛鋳鉄製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
197の項の備考		Cno	55				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
198	鉄粉製造業	Cno	15	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
198の項の備考		Cno	55				備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)
		Cni	40				廃止
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	15	25	15	
		Cni	10	10	15	10	
199の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	55	55	65	55	
		Cni	40	40	50	40	
200	非鉄金属製造業	Cno	20	15	35	15	
		Cni	10	10	15	10	
200の項の備考		Cno	60				備考(核燃料製造工程にあつては)
		Cni	50				廃止
201	電気めっき業	Cno	20	20	40	20	
		Cni	10	10	30	10	
201の項の備考	備考(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては)	Cno	60	50	120	50	
		Cni	50	35	55	35	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	40	15	40	35	
		Cni	10	10	25	10	
202の項の備考(1)	備考(溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cno	60	40	50	40	
		Cni	50	25	40	25	
202の項の備考(2)	備考(アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cno	60	55	120	55	
		Cni	50	35	50	35	
203	一般機械器具製造業	Cno	20	20	35	20	
		Cni	10	10	20	10	
203の項の備考	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては)	Cno	60	20	45	20	
		Cni	10	10	20	10	
204	プリント回路製造業	Cno	30	15	30	15	プリント配線基盤製造業
		Cni	10	10	20	10	日本産業分類との整合
204の項の備考		Cno	60				備考(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては)
		Cni	10				廃止
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	Cno	30	15	30	15	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)
		Cni	10	10	15	10	日本標準産業分類との整合
205の項の備考(1)	備考(民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cno	30	15	30	15	
		Cni	20	10	20	10	
205の項の備考(2)	備考(半導体素子製造工程にあつては)	Cno	30	20	45	20	
		Cni	20	15	25	15	
206	輸送用機械器具製造業	Cno	20	15	30	15	
		Cni	10	10	15	10	
206の項の備考	備考(自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cno	25	20	35	20	
		Cni	20	10	20	10	
207	精密機械器具製造業	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
207の項の備考	備考(時計・同部分品製造工程(時計側を除く。))にあつては)	Cno	30	30	45	30	
		Cni	10	10	25	10	
208	ガス製造工場	Cno	20	10	15	10	
		Cni	10	10	15	10	
209	下水道業	Cno	25	10	40	25	
		Cni	10	10	40	10	
209の項の備考(1)	備考(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))にあつては)	Cno	15	10	20	15	
		Cni	10	10	20	10	
209の項の備考(2)	備考(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては)	Cno	30	10	60	25	
		Cni	10	10	60	10	
210	空瓶卸売業	Cno	25	20	30	20	
		Cni	15	10	15	10	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	Cno	25	15	30	15	
		Cni	15	10	15	10	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cno	25	15	30	15	
		Cni	15	10	15	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
213	飲食店	Cno	25	25	60	25	
		Cni	20	10	30	20	
214	宿泊業	Cno	30	25	45	30	旅館業 日本標準産業分類との整合
		Cni	20	15	30	20	
215	リネンサプライ業	Cno	25	10	20	10	
		Cni	15	10	15	10	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	25	15	25	15	
		Cni	15	10	20	15	
217		Cno	25				商業写真業 統合(218の項)
		Cni	15				
218	写真業(写真現像・焼付業を含む)	Cno	25	20	30	20	写真業(前項に掲げるものを除く。) 統合(親)
		Cni	15	15	25	15	
219	自動車整備業	Cno	25	15	25	15	
		Cni	15	10	20	10	
220	病院	Cno	35	25	60	35	
		Cni	20	15	25	20	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。) 【200㎡未満】	Cno	50	20	60	40	
		Cni	20	10	40	20	
	【200㎡以上500㎡未満】	Cno	30	20	60	30	
		Cni	15	10	40	15	
	【500㎡以上】	Cno	30	20	60	30	
		Cni	10	10	40	10	
221の項の備考(1)	備考(整理番号222の項の第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cno	20	20	30	20	
		Cni	10	10	30	10	
221の項の備考(2)	【単独処理浄化槽】	Cno	60	20	60	60	
		Cni	20	10	40	20	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cno	50	20	60	40	
		Cni	20	10	50	20	
222の項の備考(1)	備考(整理番号222の項の第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cno	20	20	40	20	
		Cni	20	10	40	20	
222の項の備考(2)	【単独処理浄化槽】	Cno	60	20	60	60	
		Cni	20	10	50	20	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cno	40	20	60	30	
		Cni	10	10	40	10	
223の項の備考	備考(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cno	20	20	50	20	
		Cni	10	10	30	10	
224	ごみ処理業	Cno	25	20	30	25	
		Cni	15	10	20	10	
225	廃油処理業	Cno	25	10	30	10	
		Cni	15	10	15	10	

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	40	20	50	20	
		Cni	20	10	40	10	
227	死亡獣畜取扱業	Cno	25	25	35	25	
		Cni	15	15	25	15	
228	と畜場	Cno	25	25	60	25	
		Cni	15	15	25	15	
229	中央卸売市場	Cno	25	20	30	20	
		Cni	15	15	25	15	
230	地方卸売市場	Cno	25	20	30	20	
		Cni	15	15	25	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	Cno	35	20	35	35	
		Cni	15	10	25	15	
232(1)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 食料品製造業	Cno	60	10	60	10	
		Cni	10	10	50	10	
232(2)		Cno	10				1の項から前項までに分類されないもの 家具・装備品製造業 統合(232(4)の項)
		Cni	10				
232(3)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 窯業・土石製品製造業	Cno	10	10	60	10	
		Cni	10	10	50	10	
232(4)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの その他の製造業	Cno	10	10	60	10	統合(親)
		Cni	10	10	50	10	
232(5)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 鉄道業及び道路旅客運送業	Cno	25	10	60	10	
		Cni	10	10	50	10	
232(6)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 上水道業及び工業用水道業	Cno	10	10	60	10	
		Cni	10	10	50	10	
232(7)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの ドラムかん洗浄業	Cno	10	10	60	10	
		Cni	10	10	50	10	
232(8)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 共同処理場	Cno	15	10	60	15	
		Cni	10	10	50	10	
232(9)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 指定地域内事業場のし尿又は雑排水	Cno	50	10	60	40	
		Cni	10	10	50	10	
232(10)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 以上に分類されないもの	Cno	60	10	60	25	
		Cni	10	10	50	10	

：第5次C値から強化したもの

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
1		Cpo	8				畜産農業(日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。) 統合(2の項)
		Cpi	8				
2	畜産農業	Cpo	8	8	40	8	畜産農業(日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。) 統合(親)
		Cpi	8	8	9	8	
3	天然ガス鉱業	Cpo	3	1	1.5	1	
		Cpi	2	1	1.5	1	
4	非金属鉱業	Cpo	4	1	2	1	
		Cpi	2	1	1.5	1	
5	肉製品製造業	Cpo	6	4	16	4	肉製品製造業【1000m ³ 未満】 統合(親)
		Cpi	1	1	6	1	
		Cpo	2				【1000m ³ 以上】 統合
		Cpi	1				
6	乳製品製造業	Cpo	5	5	8.5	5	乳製品製造業【1000m ³ 未満】 統合(親)
		Cpi	1	1	3.5	1	
		Cpo	2				【1000m ³ 以上】 統合
		Cpi	1				
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cpo	8	5.5	11	5.5	
		Cpi	1	1	5.5	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cpo	3	3	4	3	
		Cpi	1.5	1	1.5	1	
9	寒天製造業	Cpo	3	3	5.5	3	
		Cpi	1.5	1.5	2.5	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cpo	6	3	6.5	3	
		Cpi	1.5	1.5	3	1.5	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	3	3	7.5	3	水産練製品製造業 日本標準産業分類との整合
		Cpi	1.5	1	3.5	1	
12	冷凍水産物製造業	Cpo	3	3	8	3	
		Cpi	1.5	1.5	5.5	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	Cpo	4	4	8	4	
		Cpi	1	1	6	1	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cpo	6	3	8	3	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。) 日本標準産業分類との整合
		Cpi	1.5	1.5	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cpo	6	3	7.5	6	
		Cpi	1.5	1	3	1	
16	野菜漬物製造業	Cpo	6	2.5	6.5	2.5	
		Cpi	1.5	1	3	1	
17	味そ製造業	Cpo	4	4	7.5	4	
		Cpi	1.5	1.5	4.5	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cpo	8	4	8	4	
		Cpi	1.5	1.5	3	1.5	
19	うま味調味料製造業	Cpo	3	1.5	8	1.5	化学調味料製造業 日本標準産業分類との整合
		Cpi	1.5	1	1.5	1	
20	ソース製造業	Cpo	3	3	6	3	
		Cpi	1.5	1	2.5	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
21	食酢製造業	Cpo	3	3	4.5	3	
		Cpi	1.5	1.5	3	1.5	
22	砂糖精製業	Cpo	3	1.5	5	1.5	
		Cpi	1.5	1	2	1	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cpo	3	3	6	3	
		Cpi	1.5	1.5	3	1.5	
24	小麦粉製造業	Cpo	3	3	7.5	3	
		Cpi	1.5	1.5	2.5	1.5	
25	パン製造業	Cpo	6	2	6	2	パン製造業 【1000m ³ 未満】
		Cpi	1.5	1	2.5	1	統合(親)
	Cpo	2				【1000m ³ 以上】	
	Cpi	1.5				統合	
26	生菓子製造業	Cpo	6	3	7.5	3	生菓子製造業 【1000m ³ 未満】
		Cpi	1	1	4	1	統合(親)
	Cpo	2				【1000m ³ 以上】	
	Cpi	1				統合	
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cpo	3	3	4	3	
		Cpi	1.5	1	1.5	1	
28	米菓製造業	Cpo	3	3	7.5	3	
		Cpi	1.5	1.5	4.5	1.5	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	3	3	6	3	
		Cpi	1.5	1.5	3	1.5	
30	植物油脂製造業	Cpo	4	2.5	6	4	
		Cpi	1.5	1	2	1	
30の項の備考(1)		Cpo					備考(りん又はその化合物を脱ガム剤として使用するものにあつては)
		Cpi					廃止
30の項の備考(2)	備考(米糠を原料として使用するものにあつては)	Cpo		4	8	4	
		Cpi		1	2	1	追加
31	動物油脂製造業	Cpo	2	2	6	2	
		Cpi	1	1	4.5	1	
32	食用油脂加工業	Cpo	3	2.5	3.5	3	
		Cpi	1.5	1	2	1	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cpo	3	2	3	2	
		Cpi	1.5	1	1.5	1	
34	穀類でんぷん製造業	Cpo	3	3	6.5	3	
		Cpi	1.5	1.5	3	1.5	
35	めん類製造業	Cpo	3	3	6.5	3	
		Cpi	1.5	1	2.5	1	
36		Cpo	3				こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
		Cpi	1.5				廃止
37	豆腐・油揚げ製造業	Cpo	5	4	7.5	4	
		Cpi	1	1	4.5	1	
38	あん類製造業	Cpo	5	3.5	12	3.5	
		Cpi	1	1	4	1	
39	冷凍調理食品製造業	Cpo	8	4	8.5	4	
		Cpi	1	1	4.5	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cpo	4	2.5	7.5	2.5	
		Cpi	1.5	1	4.5	1	
41	清涼飲料製造業	Cpo	3	2.5	5.5	2.5	
		Cpi	1.5	1	2	1	
42	果実酒製造業	Cpo	3	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1.5	1	2.5	1	
43	ビール製造業	Cpo	3	3	4	3	
		Cpi	1.5	1.5	2.5	1.5	
44	清酒製造業	Cpo	3	1.5	4	1.5	
		Cpi	1.5	1	1.5	1	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cpo	3	2	4	2	
		Cpi	1.5	1	1.5	1	
46	インスタントコーヒー製造業	Cpo	3	2.5	3.5	2.5	
		Cpi	1.5	1	3	1	
47	配合飼料製造業	Cpo	2	2	3.5	2	
		Cpi	1	1	2	1	
48	単体飼料製造業	Cpo	2	2	3.5	2	
		Cpi	1	1	2	1	
49	有機質肥料製造業	Cpo	2	1.5	3.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
50	たばこ製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cpo	2	2	6	2	器械生糸製造業 統合(親)
		Cpi	1	1	4	1	
52		Cpo	2				座繰生糸製造業 統合(51の項)
		Cpi	1				
53		Cpo	2				玉糸製造業 統合(51の項)
		Cpi	1				
54		Cpo	2				生糸製造業(51の項から前項に掲げるものを除く。) 統合(51の項)
		Cpi	1				
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cpo	2	2	4.5	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
56		Cpo	2				繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの 統合(51の項)
		Cpi	1				
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cpo	2	2	4.5	2	
		Cpi	1	1	4	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	Cpo	2	1	2	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	4	2	5.5	4	
		Cpi	1	1	3	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo	2	2	6	2	
		Cpi	1	1	4.5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo	2.5	2	5	2	
		Cpi	1	1	2	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo	2	1.5	4	2	
		Cpi	1	1	2	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo	4	2	5	4	
		Cpi	1	1	3	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cpo	2.5	1	2	1	
		Cpi	1	1	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cpo	3.5	2	3.5	2	
		Cpi	1	1	3	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	3.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cpo	2	2	3	2	一般製材業
		Cpi	1	1	2.5	1	統合(親)
70		Cpo	2				木材チップ製造業
		Cpi	1				統合(69の項)
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	Cpo	2	1	1.5	1	合板製造業
		Cpi	1	1	1.5	1	統合(親)
72		Cpo	2				パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)
		Cpi	1				統合(71の項)
73		Cpo	2				パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの
		Cpi	1				統合(71の項)
74		Cpo	2				床柱製造業
		Cpi	1				廃止
75	木材薬品処理業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
91	塗工紙製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
92	段ボール製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
94	セロファン製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
98		Cpo	2				新聞業 統合(100の項)
		Cpi	1				
99		Cpo	2				出版業 統合(100の項)
		Cpi	1				
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	Cpo	2	2	4	2	印刷業 統合(親)
		Cpi	1	1	3	1	
101	製版業	Cpo	2	2	3.5	2	
		Cpi	1	1	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cpo	2	2	26.5	2	
		Cpi	1	1	26.5	1	
103	複合肥料製造業	Cpo	2	2	30	2	
		Cpi	1	1	30	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
105	ソーダ工業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
106	電炉工業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
107	無機顔料製造業	Cpo	4	1	3	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
108の項の備考	備考(りん及びりん化合物製造工程にあっては)	Cpo		2	40	2	
		Cpi		1	8	1	追加
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cpo	2	1.5	3	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
109の項の備考	備考(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては)	Cpo	6.5	6.5	7.5	6.5	
		Cpi	4	4	5	4	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
110の項の備考	備考(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては)	Cpo	6.5	2.5	3.5	2.5	
		Cpi	4	1	1.5	1	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
113の項の備考	備考(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては)	Cpo	6.5	2.5	3.5	2.5	
		Cpi	4	1	1.5	1	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	2.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
115	脂肪族系中間物製造業	Cpo	2	1.5	2.5	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
115の項の備考	備考(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては)	Cpo	6.5	4	20	4	
		Cpi	4	2.5	4	2.5	
116	メタン誘導品製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	2	1	
117	発酵工業	Cpo	2	1.5	3	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
118	コールタール製品製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cpo	2	1.5	3.5	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
119の項の備考	備考(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては)	Cpo	6.5	6.5	24	6.5	
		Cpi	4	4	5	4	
120	プラスチック製造業	Cpo	2	1	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
121	合成ゴム製造業	Cpo	2	1.5	3.5	1.5	
		Cpi	1	1	2	1	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1.5	5	1.5	
		Cpi	1	1	2	1	
122の項の備考	備考(有機りん系農薬原体製造工程にあつては)	Cpo		2	23	2	
		Cpi		1	2	1	追加
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
125	合成繊維製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1.5	3	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
129	塗料製造業	Cpo	2	1.5	3	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cpo	4	1.5	6	3	
		Cpi	1	1	1.5	1	
131の項の備考	備考(医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。))にあつては)	Cpo		1.5	8	1.5	
		Cpi		1	2.5	1	追加
132	医薬品製剤製造業	Cpo	2	1	2.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	Cpo	2	1	2.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cpo	2	2	3	2	生薬製造業
		Cpi	1	1	1.5	1	日本標準産業分類との整合
135	動物用医薬品製造業	Cpo	2	2	5	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
136	火薬類製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
137	農薬製造業	Cpo	2	2	5.5	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
138	合成香料製造業	Cpo	2	2	4	2	
		Cpi	1	1	2	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	2	4	2	
		Cpi	1	1	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
141		Cpo	2				にかわ製造業 統合(142の項)
		Cpi	1				
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	Cpo	2	2	4	2	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。) 統合(親)
		Cpi	1	1	2	1	
143	写真感光材料製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
147	石油精製業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
149	コークス製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
150	石油コークス製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1.5	3	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	Cpo	3.5	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
155	毛皮製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
156	板ガラス製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
157	板ガラス加工業	Cpo	2.5	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	2.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	2	1	
166	コンクリート製品製造業	Cpo	2	1	2.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
169	砕石製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cpo	2	1	2.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
171		Cpo	2				模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。) 廃止
		Cpi	1				
172	うわ葉製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	Cpo	2	1	1.5	1	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 統合(親)
		Cpi	1	1	1.5	1	
174		Cpo	2				製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 統合(173の項)
		Cpi	1				
175	フェロアロイ製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
177		Cpo	2				転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業 統合(178の項)
		Cpi	1				
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	Cpo	2	1	1.5	1	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業 統合(親)
		Cpi	1	1	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
182	鋼管製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
183	伸鉄業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	Cpo	2	1.5	2.5	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
186	伸線業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
187	ブリキ製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	2	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
193	鍛工品製造業	Cpo	2	2	3	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
194	鋳鋼製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
195	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
198	鉄粉製造業	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	1	1.5	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	Cpo	2	1	2	2	
		Cpi	1	1	1.5	1	
201	電気めっき業	Cpo	2	1.5	5	1.5	
		Cpi	1	1	3	1	
201の項の備考	備考(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては)	Cpo	4	2.5	8	2.5	
		Cpi	1	1	4.5	1	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	2	5.5	2	
		Cpi	1	1	3	1	
202の項の備考(1)	備考(溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cpo	4	2.5		2.5	
		Cpi	1	1		1	
202の項の備考(2)	備考(アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cpo	8	8	17	8	
		Cpi	1	1	6	1	
203	一般機械器具製造業	Cpo	2	1.5	3	2	
		Cpi	1	1	2	1	
204	プリント回路製造業	Cpo	2	1	2.5	1	プリント配線基盤製造業
		Cpi	1	1	2	1	日本産業分類との整合

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	Cpo	2	1.5	3	1.5	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。) 日本標準産業分類との整合
		Cpi	1	1	2	1	
205の項の備考(1)		Cpo					備考(半導体素子製造工程にあつては)廃止
		Cpi					
205の項の備考(2)	備考(民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cpo	6	3	4.5	3	
		Cpi	1	1	2	1	
206	輸送用機械器具製造業	Cpo	2	1	4	2	
		Cpi	1	1	2	1	
206の項の備考	備考(自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	Cpo	4	1.5	8	1.5	
		Cpi	1	1	2	1	
207	精密機械器具製造業	Cpo	2	1.5	2.5	1.5	
		Cpi	1	1	1.5	1	
207の項の備考		Cpo	8				備考(時計・同部分品製造工程(時計側を除く。))にあつては) 廃止
		Cpi	1				
208	ガス製造工場	Cpo	2	2	4.5	2	
		Cpi	1	1	3.5	1	
209	下水道業	Cpo	2	1	4	2	
		Cpi	1	1	4	1	
209の項の備考(1)	備考(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))にあつては)	Cpo	1	1	2	1	
		Cpi	1	1	2	1	
209の項の備考(2)	備考(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。))にあつては)	Cpo	4	1	8	3	
		Cpi	1	1	8	1	
210	空瓶卸売業	Cpo	4	4	5	4	
		Cpi	2	2	3.5	2	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	Cpo	4	3	5	3	
		Cpi	2	1.5	2.5	1.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cpo	4	4	9	4	
		Cpi	2	1.5	4.5	1.5	
213	飲食店	Cpo	5	3	5.5	4	
		Cpi	2	2	4	2	
214	宿泊業	Cpo	4	3	5	4	旅館業 日本標準産業分類との整合
		Cpi	2	2	4	2	
215	リネンサプライ業	Cpo	6	2.5	8	2.5	
		Cpi	1	1	5	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	5	2.5	7	5	
		Cpi	1	1	3	1	
217		Cpo	4				商業写真業 統合(218の項)
		Cpi	2				
218	写真業(写真現像・焼付業を含む)	Cpo	4	4	5	4	写真業(前項に掲げるものを除く。) 統合(親)
		Cpi	2	2	4	2	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
219	自動車整備業	Cpo	4	2.5	5	2.5	
		Cpi	2	2	3	2	
220	病院	Cpo	4	3	5	4	
		Cpi	2	2	4	2	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。) 【500㎡未満】	Cpo	4	2	8	4	
		Cpi	1	1	4	1	
	【500㎡以上】	Cpo	2	2	8	2	
		Cpi	1	1	4	1	
221の項の備考(1)	備考(整理番号221の項の第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cpo	2	1	3	2	
		Cpi	1	1	3	1	
221の項の備考(2)	備考(単独処理浄化槽にあつては)	Cpo	8	2	8	8	
		Cpi	2	1	4	2	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cpo	6	2	8	4.5	
		Cpi	2	1	5	2	
222の項の備考(1)	備考(整理番号222の項の第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cpo	2	1	3.5	2	
		Cpi	1	1	3.5	1	
222の項の備考(2)	備考(単独処理浄化槽にあつては)	Cpo	8	2	8	8	
		Cpi	2	1	5	2	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cpo	2	2	8	2	
		Cpi	1	1	4	1	
223の項の備考	備考(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)	Cpo		2	4	2	
		Cpi		1	3	1	追加
224	ごみ処理業	Cpo	4	1	2.5	1	
		Cpi	2	1	1.5	1	
225	廃油処理業	Cpo	4	1	1.5	1	
		Cpi	2	1	1.5	1	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	4	1	3	1	
		Cpi	1	1	1.5	1	
227	死亡獣畜取扱業	Cpo	4	2	4	2	
		Cpi	2	2	3	2	
228	と畜場	Cpo	4	4	9.5	4	
		Cpi	2	2	4.5	2	
229	中央卸売市場	Cpo	4	4	5	4	
		Cpi	2	2	3	2	
230	地方卸売市場	Cpo	4	2.5	5	2.5	
		Cpi	2	1.5	4	1.5	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	Cpo	4	1.5	4.5	4	
		Cpi	2	1	3	2	

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	区分	5次大阪府のC値	6次C値の幅		6次の大府のC値(案)	備考 (第5次業種等の名称及び変更の概要)
				下限	上限		
232(1)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 食料品製造業	Cpo	1	1	8	1	
		Cpi	1	1	8	1	
232(2)		Cpo	2				1の項から前項までに分類されないもの 以上に分類されないもの 統合(232(4)の項)
		Cpi	1				
232(3)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 窯業・土石製品製造業	Cpo	1	1	8	1	
		Cpi	1	1	8	1	
232(4)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの その他の製造業	Cpo	1	1	8	1	統合(親)
		Cpi	1	1	8	1	
232(5)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 鉄道業及び道路旅客運送業	Cpo	1	1	8	1	
		Cpi	1	1	8	1	
232(6)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 上水道業及び工業用水道業	Cpo	1	1	8	1	
		Cpi	1	1	8	1	
232(7)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの ドラムかん洗浄業	Cpo	3	1	8	2	
		Cpi	1	1	8	1	
232(8)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 共同処理場	Cpo	1	1	8	1	
		Cpi	1	1	8	1	
232(9)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 指定地域内事業場のし尿又は雑排水	Cpo	6	1	8	4	
		Cpi	1	1	8	1	
232(10)	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 以上に分類されないもの	Cpo	6	1	8	3.5	
		Cpi	1	1	8	1	

：第5次C値から強化したもの